

# 淀川水系流域委員会 第68回委員会 議事録（確定版）

日 時 平成19年12月11日（火）  
午後 4時30分 開会  
午後 9時10分 閉会  
場 所 大阪会館 1F A・B・Cホール

[午後 4時30分 開会]

1. 開会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第68回委員会を開催いたします。司会は委員会庶務の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員でございますが、出席のご連絡をいただいている委員が21名でございます。現在18名の方が席に着かれております。まだ若干名の方がおくれていらっしゃるようでございますが、いずれにいたしましても定足数には達しておりますので委員会として成立していることをご報告いたします。

審議に入ります前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきます。まず配付資料でございますが、資料は黄色い紙の「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号がついてある資料で報告資料1、審議資料1-1、1-2、審議資料2、審議参考資料1、審議参考資料2、審議参考資料3、その他資料、参考資料1の合わせて9点を袋に入れて配付しております。不足資料がございましたら庶務にお申し出くださいませ。なお、参考資料1「委員および一般からのご意見」につきましては、11月26日に開催いたしました第67回委員会以降に委員会あてに寄せられた意見を整理しております。

続きまして発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際は必ずマイクを通し、お名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。

一般傍聴の方へのお願いでございますが、一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮いただき、円滑な審議にご協力をお願いいたします。携帯電話につきましては音の出ないよう設定をお願いいたします。

それでは、宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

皆さん、こんにちは。きょうもたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。また、きょうは丹生ダムについて集中的に審議するという事で地元の方からもたくさんの方々がお見えになっていると思います。本当にありがとうございます。前回大戸川ダムを行いまして、今回は丹生ダムということで、前回審議に5時間ぐらいかかったわけでございますけれども、それを踏まえましてきょうは当初から4時間ということで設定しております。ただ、十分審議がされましたら別に4時間にこだわることなく早く終わればいいことでございますので、できるだけ充実した審議を

諮りまして、皆様方のご協力のもと円滑に審議を進めたいというふうに思っておりますのでご協力  
よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、きょうの審議の中身ですけれども、今申し上げましたけれども、1つ目は丹生ダムに  
関する審議でございます。そして、2つ目は今後の委員会の開催予定という2点でございますので  
よろしくお願ひいたします。

それでは、報告ということで庶務からお願ひいたします。

## 2. 報告

### 1) 前回委員会以降の会議開催経過について

#### ○庶務 (日本能率協会総研 前原)

庶務の前原でございます。これより未報告となっております会議についてご報告申し上げます。  
報告資料1をご参照ください。

まず、11月26日に開催されました第67回委員会についてでございます。大戸川ダム、天ヶ瀬ダム  
再開事業について千代延委員よりわかったこと及び疑問点について報告があり、それをもとに委  
員会で審議していくという形態で行われました。大下津地区の河道改修について $3,700\text{m}^3/\text{s}$ も流  
れるようにするのは課題ではないか、越水を考慮した堤防強化によって破堤による甚大な被害を軽  
減できるのではないか、原案の目標である戦後最大対応からすれば宇治川だけ安全度の高い $1,500$   
 $\text{m}^3/\text{s}$ 改修を行うのはおかしいのではないか、また大戸川ダムが治水専用ダムに変更されたこと  
で環境への影響はどうかなどの疑問点について審議が行われました。

続きまして、12月4日に行われました第91回運営会議でございます。ここでは第68回、第69回の  
委員会の進め方について、また1月以降の委員会スケジュールについて審議がなされました。決定  
事項でございます。第68回及び第69回委員会では丹生ダムに関する審議及び川上ダム、上野遊水地  
に関する審議がそれぞれ行われることが決定いたしました。来年1月以降の委員会スケジュールも  
表記のように決定し、委員会にて諮ることが決定しております。また、今後の委員会の開催時間  
について3時間のところを今後4時間とすることが決定し、第68回以降の委員会の開始及び終了時刻  
について変更が出てございます。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思いますけれども、その前に河川管理者の方から1点報告があるとい  
うことでございますので、河川管理者、よろしくお願ひいたします。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

近畿地方整備局河川調査官の井上でございます。それでは、座って報告させていただきます。

まずきょうお手元にお配りしております審議参考資料2というものがございます。3枚紙のものでございまして、「流域委員会資料の訂正及び追加について」ということでございます。これは前回11月26日のときに私どもが提出させていただきました資料、ここに訂正があるというもの、それから委員の方から求められていた項目について追加して資料を用意したものでございます。特にここはダムを整備した場合・しない場合のときの水位の変化が淀川本川においてどれぐらいあるのか、それからその超過時間がどれぐらいあるのかというものについて示したものでございます。

その関連で少し私の方から報告をさせていただきたいのは、本日読売新聞さんの方でこの資料に関連した記事が報告をされたところでございます。この追加資料の1についてのコメントだというふうに考えているところでございます。で、この話は1月9日の日にまた大戸川ダムの集中審議の続きをしていただくのでそのときにきっちりご審議していただきたいと思いますが、きょう新聞で出ましたので若干私の方から触れたいと思っております。

この中で幾つか重要な語句が言及されております。1つは水位の基準としての計画高水位というもの、それから余裕高というものでございます。これは私ども河川管理者が堤防を整備する場合に、また河川管理をする場合に非常に重要なことでございますが、簡単にまずその2点についてどういふことかと申しますと、計画高水位というもの、これはこれまでハイウオーターレベルというような形でもご審議の中で取り扱っていただいたものでございますが、単に流下能力を確保するだけというものではなくて、施設そのものの安全性、被害のポテンシャル、それなどを総合的に考慮してこの計画高水位 (ハイウオーターレベル) というものを求められたものでございまして、法令によって堤防は計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造にするということが定められております。そのため、河川管理者といたしましては、この計画高水位以下の洪水に対する安全性を確保する責任を負っているわけでございます。そういう非常に重要なことございまして、安全を保障する基準というふうな責任を負っているものでございます。

一方、余裕高というものでございますけれども、この計画高水位から上向きに対して余裕高というものを設定しているわけでございますが、これはいろんなケースがございます。例えば、洪水時には水がきれいに流れてくるものではなくて、波やうねり、そういうものを生じさせながら流れてくるわけございまして、ここで計算している水位がそのままびったりと流れてくるわけではございません。そうした洪水時の風浪であるとかうねり、あるいは跳水といったものの一時的な水位上昇、そういうものも加味して堤防の設計をしようということで余裕高を設定しています。ほかにも

河川管理のための巡視であるとか水防活動、これは堤防の天端のところではいろいろ活動していただく場合もありますが、その安全の確保というための余裕高、あるいは上流から流木が流れてきて、それがきちっと流れるようにするというものにつきましても余裕高を持っておく、こうした事象に対して計画高水流量以下の流量を安全に流下させるために余裕高というものを設けているとございます。

今、流木というもののお話をしましたけれども、川の中に水以外のものが流れてまいりますと橋梁にひっかかる場合がございます。そうなりますと、橋梁にたまって橋梁自身を壊す、あるいは橋梁周辺の堤防を壊す、そういうことにつながりかねないと。過去にもこういう被害が出ているわけですので、その橋梁と水面の間にも十分なすき間とかクリアランスを確保しておくこと、これは非常に重要なこととございます。その構造物というのはぎりぎりの設計でいいというものではないというふうに考えているわけとございます。

今、私の方でこの2点、計画高水位と余裕高という点についてお話をさせていただいたところですが、今後の議論の中で重要な点、この計画高水位は上げられるものなのかどうかということですが、私どもといたしましては計画高水位は上げられないというふうに考えているわけとございます。その1つは、被害のポテンシャルを高くするという、できれば下げていきたいということを考えているとございます。また一方で、この計画高水位というものはいろいろ河川の管理の施設、あるいは周辺のまちづくりに関連するもの、例えば道路であるとか鉄道であるとか、そういうようなものが周辺のまちづくりと関係しておりまして、高さの基準になっているわけとございます。これを上げるということになりますと、その地域の高さの秩序、これが壊れるわけとございまして、非常に多大な影響があると。そういうことも含めて、計画高水位というものは上げてはならないというふうに考えております。

今回この新聞報道等でご指摘されている中で「水位が基準を17cm超えることで」という記述があるんですが、この「17cm超える」というのがどのようなものかというようなことのご感覚とか、どういうふうにとらえるのかということとございますけど、例えば、皆さん、道路の交通なんかで交通速度、制限速度を超えているというときに、それはもちろんスピードを出してもということはあるんですが、それはまず我々の保安基準、安全基準ということで制限速度は超えてはならないと。それ以上になると安全というものも保障できないということもございますのでそういうふうには安全の基準を設定しているわけとございます。そういうようなこととございまして、安全の基準というものは、これを超えてもいいじゃないかというものではなくて、超えてはならないというふうにございます。

また、実際にこの17cmというものを、水位にいたしますと17cmということがございますけれども、流量にいたしますと400m<sup>3</sup>/sに相当するわけがございます。400m<sup>3</sup>/s流れるわけがございますので、非常に多い流量が流れているところでございます。通常、この計画高水位を超えようとする、ポンプを、内水排水、つまり周辺、例えば寝屋川であるとか毛馬の辺のポンプをとめてそれ以上上げないようにすると。その分、かわりに浸水被害が出てしまうということで、川の中の水というのはそこだけではなくて周辺の内水とも非常に密接に関連しているわけがございます。その内水排水のポンプがはけないということもございまして、計画高水位以上に上げないようにポンプも調整するわけがございますので、この17cmというのは非常に大きな意味を持っているというふうに考えております。

また、この計画高水位以上の洪水に対して堤防を強化するという、これに対して、私どもも破堤に対しては役に立つようにできるだけ積極的に進めていく必要があると考えておりますが、破堤しないということは保障できない、あるいはそれに頼り切れないということでございますので、今計画高水位より上を流れている洪水、これを安全に流すための流下断面を計画として考慮するということはできないというふうに考えているところでございます。

これが私どもが今考えているところでございますが、けさの朝刊でございまして、十分に資料も用意できておりません。できるだけ早くしっかりした資料、考えをまとめて皆様のご審議の役に立てるように用意したいと考えております。ありがとうございました。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。今日の朝の新聞の記事についてコメントがあったわけでございますけれども、いずれにいたしましてもその内容につきましては大戸川ダムの必要性にとりまして極めて重要なポイントであります。そういうことで、1月の予定では9日に大戸川ダムについての継続の集中審議を行います。今度また千代延委員の担当でございまして、今の点につきましては、まず真っ先にといいいますか、冒頭に取り上げていただいて、きっちりとみんなで理解をして、そして委員会として共通の認識を持ちたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

### 3. 審議

#### 1) 丹生ダムに関する審議

#### ○宮本委員長

それでは、きょうの審議に入りたいと思います。

丹生ダムについてということで、きょうの担当の委員は川上委員でございまして、それでは、川上

委員の方からご説明お願いいたします。

### ○川上委員

川上でございます。冒頭から井上調査官の緊張感に満ちたお話を伺いましてちょっと疲れたなどいう感じでございますが、頑張ったいと思います。

きょう私に課せられましたミッションは、この丹生ダム事業のわかりにくい話をほとんどわかっていない私に皆様にわかりやすく話しなさいという難しいミッションでございます。いろいろ勘違いや間違いもあるかと思いますが、これはあくまで私の認識と考えということでお許しいただきたいと思います。

では、座ったままで失礼いたしますが、パワーポイントの3ページ目から説明してまいりたいと思います。

まず最初に、琵琶湖と丹生ダムの環境について。総論的なお話でございますが、委員会は、河川整備計画の策定について、改正された河川法が新たに掲げました「河川環境の保全と整備」の趣旨を最大限に河川整備計画に取り入れてもらいたいということで一生懸命議論を重ねてきたところでございます。ダムは一般的に洪水調節や貯水に効果がございます。しかしながら、自然環境に多大な負の影響を及ぼさないダムはないと言っても過言ではないと思います。また、ダムは建設予定地の地域社会に壊滅的な影響を与えてきたことも事実でございます。そこで、流域委員会は平成19年1月の第2次委員会の最後に「次期委員会への申送書」の中で大変重要なことを言っております。それが3番目に掲げました「治水と利水が一定の譲歩をすることなく、琵琶湖環境への負の影響を回避する計画の立案は不可能である。」という重い言葉であります。そして、今現在計画事業中の丹生ダム、今度は流水型のダムということに変わりそうでありますが、どのような形態でありましても、瀕死の危機にある琵琶湖の環境に長期的、不可逆的な負の影響を与えるに違いないと私は認識しております。

このことがつい四、五日前に報道されました。琵琶湖の北湖の深部におきまして、酸欠状態だと思われませんが、大量の魚が死んでいるというふうな状況が報道されました。そのことを考えても、今の琵琶湖というのは非常に危機的な瀕死の状態にあるということがわかったような気がいたします。

次に治水でございますが、丹生ダムが高時川の治水に有効とされまして、高時川の河川整備、これは滋賀県が管理者でございますが、これがおくれました。しかしながら、緊急の課題は天井川の状態を早急に解消することであるということは、これは紛れもない事実であります。また、丹生ダムが治水専用の流水型ダムであっても、高時川と琵琶湖の自然環境に不可逆的な負の影響を及ぼす

おそれがあります。我が国では流水型ダムの実績は島根県にある小規模な益田川ダムのみであり、しかもその環境影響は調査・報告されていません。この事例よりもはるかに大規模な丹生ダムの琵琶湖への影響が軽微であるとしたことは大きな疑問であります。今後きちんと調査・検討し、その詳細な構造や環境影響予測や事業費、それから費用対効果等を公表していただく必要があると思います。

ここで「小規模なもの1例」というふうに申し上げたのは少し正確ではございませんで、本当は2例あると言われております。それは兵庫県の天王ダムであります。ただし、この天王ダムというのは放流口が河床から10mの高いところにありまして、今丹生ダムで考えられているような河床のレベルとほぼ同じレベルの流水型ダムではないというところから、ここでは私の独断で「1例のみ」というふうに掲げさせていただいたわけでございます。

そして、このダム以外の方法についての検討がまだ不十分だと私は考えています。何が不十分かと言いますと、堤防強化と河床掘削の組み合わせが国土交通省においても滋賀県においても検討されていないということでございます。

次の5ページ、6ページは、ダムの操作あるいは運用のことを私がここで説明しようと思って掲げたのではなくて、流水型ダムというもののイメージを皆さんに知っていただきたいと思って掲げたわけでございます。もちろんこれは河川管理者が以前平成17年に提供されたもので、今はこの運用のイメージは違うよとか、あるいは古いよとか言われるかもしれませんが、流水型ダムというのはダムが空の状態で台風がやってきたらこういうふうにする、琵琶湖の水位が戻る前に台風がやってきたらこういうふうにするのだということのおおよそのイメージがわかるのではないかと考えて掲げさせていただいております。

次に洗堰の水位操作につきましてですが、瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の治水と環境に多大な影響を及ぼしていることは明らかであります。真摯な検証と見直しが必要であると思います。急激な水位低下と長期的な低水位ということが課題になっておりますが、急激な水位低下については明らかに瀬田川洗堰の人為的な水位操作がもたらしめているものであり、ダムからの補給によって抑制するよりも洗堰の水位操作を改善することが先決であるというふうに考えます。また、長期的な低水位につきましては異常渇水という気象現象によるものでありまして、ダムからの補給の効果は限定的です。ダムからの補給の効果よりも洗堰の水位操作の改善の方が環境保全の見地からも経済性から見地からも有効であると考えます。この2つの提案と申しますか考え方というのは、流域委員会が、平成17年8月だったと思いますが、そこで出した意見書に書かれているそのものでございます。

次に異常渇水対策容量の確保についてでございますが、8枚目のパワーポイントに載せましたの



は河川管理者の資料からコピーしたものでございまして、異常渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法と、それから丹生ダムに確保する方法の概念を示したものでございます。

9ページに行きまして、異常渇水時の緊急水を琵琶湖で確保する場合、琵琶湖周辺の洪水防御へのマイナス効果、つまり水位が高まりますので洪水防御へのマイナス効果を丹生ダムの洪水調節で補うという論理はちょっとおかしいのではないかというふうに疑問を持っております。それから、異常渇水時の緊急水をダムで確保する場合、渇水対策容量の4,050万 $m^3$ は琵琶湖の水位上昇量に換算すると6cmから7cmにすぎませんで、それほど効果は期待できないのではないかというふうに思っています。異常渇水時に緊急水として補給できる貯水量がダムに確保されているかどうかも不確実であります。つまり、琵琶湖が渇水するときには高時川・姉川の流域も同じく渇水で、ダムにためる水はないのではないかという疑問があるからであります。

琵琶湖の水位上昇の抑制効果につきまして10ページに河川管理者の資料を概念として掲げておりますが、下のところに渇水対策容量（4,050万 $m^3$ ）相当の水位が5cmと2cmということであらわされております。

次に高時川の瀬切れについてでございますが、私は以前にも発表したことがございますけれども、高時川頭首工の許可水量というのが疑問であると思えます。最大11 $m^3/s$ もの水利権を許可したのは不適切ではないかと。このベースになったのは約10年間の平均渇水流量を基準渇水流量としたらしく、それが適切であったかどうかを検証することが必要であろうと思えます。しかしながら、第1次、第2次流域委員会において荻野元委員がたびたび高時川の利水の基準点、基準渇水年、基準渇水流量、基準流量、正常流量など基礎データを示してほしいと要望されたにもかかわらず、いまだに明らかになっておりません。このことは、従来計画のダムに予定されておりました利水が全面撤退されたわけですけれども、それとは別にいたしましても、この高時川頭首工での取水量を検証するためには不可欠のデータであるわけです。

12ページ、13ページ、14ページは2005年6月4日に視察に行きましたときの高時川頭首工の状態と下流の瀬切れの状態の写真でございます。

最後に、琵琶湖と丹生ダムについての疑問を何点か呈したいと思います。17ページです。

まず、異常渇水対策容量の確保についての疑問。「琵琶湖が渇水ときは、丹生ダムの集水域も渇水ではないのか？既往最大渇水の昭和14年～16年を含む前後10年間の姉川・高時川流域の降雨量データを知りたい。」と書きましたけれども、ゆうべ庶務を通じて河川管理者の方から送られてまいりました本日の審議資料1-2の10ページに彦根と中河内と、それから敦賀の「観測開始よりの年間降水量の状況」というグラフが提供されております。このことを私は知りたいというふうに申

上げたわけですけれども、今後委員会の審議の中で検討していただきたいと思っております。

それから、17ページに戻りまして、渇水対策容量4,050万 $m^3$ は琵琶湖の水位上昇に換算すると約6cmから7cmであります。そして、夏季の一番渇水の際の昼間の琵琶湖の一日の蒸発量は水位に換算すると何cmに相当するのかと。例えば6cmだといたしまして、一日の琵琶湖からの蒸発散量が1cmだといたしますと、たかだか6日分の水にしかすぎないじゃないかというのは、これはいかにも素人の考え方でございます。

18ページに参ります。異常渇水時において、①、淀川大堰下流・大川・神崎川の維持流量は削減しないのでしょうか。委員会は一貫して真の水系全体の総合的な利水計画（水需要管理）を求めてきたはずでございます。「下流農業用水の精査確認はいつ行うのか?」「都市用水の水需要抑制はいつから、どのように具体化するのか?」「ダム計画にあたって、水利権（流水占用権）の見直し、用途間転用は考慮しないのか?」と。実は、これは丹生ダムだけではなくて川上ダムの問題でもあるわけです。原案を読みますと、言葉だけがどうもひとり歩きしておりまして、実際に水需要抑制に取り組もうという実態が見えないと思います。

19ページに参ります。異常渇水対策容量を丹生ダムで確保する場合、それは利水事業なのか治水事業なのか。もう一つ、異常渇水対策容量を琵琶湖で確保する場合、それは利水事業なのか治水事業なのか維持用水事業なのか。それぞれの場合に下流の利水者、または自治体はどのような名目の費用を負担するのでしょうか。異常渇水対策容量を丹生ダムに確保し、琵琶湖に補給する場合、ダムは法制上多目的ダムになるのか、そうではないのか。もし多目的ダムに該当しないとするならばダムを建設する事業主体はどのような機関になるのか、この辺が私の今思っている疑問であります。

次に、私のつたない意見でございますけれども、21ページに参ります。琵琶湖の治水については洗堰の操作運用と制限水位の変更の併用が効果的であると考えます。2つ目に、異常渇水については渇水調整の早期実施によりBSL-1.5m以下にならないようにできるのではないかと思います。つまり、今までやってきました+30cmと-1.5mとの合計の半分のBSL-90cmからの渇水調整では遅いのではないかと。これを-70cmから、あるいは-60cmから早期に渇水調整に入れば1.5mの利用水位を下回ることにはならないようにできるのではないかと思います。3番目に、異常渇水時の淀川下流の節水、それから淀川から補給している大川等派川の河川維持流量を臨時的に削減することによっても昭和14年から16年と同等の渇水でも琵琶湖の水位がBSL-1.5m以下にはならないようにできるのではないかと思います。4番目に、高時川・姉川の洪水対策は河床掘削、拡幅、流下障害物除去等による流下能力の増大と、少なくとも床上浸水を回避することを目標にした越水

破堤しない堤防への改修・強化が治水、環境、経済上最も有効ではないかと考えております。

ちなみに、2と3にかかわることですけれども、次の22ページに参考事項といたしまして、河川管理者が10月23日に委員会に提出されました利水に関する補足説明の中で、(5)－2のシミュレーション結果によりますと、昭和14年の渇水期において－80cm以下にて20%の取水制限を開始した場合、179日間にも取水制限は及ぶわけですが、最低水位は－1.5mを下回ることはないと。昭和15年におきましても、－60cm以下にて－10%の取水制限を30日間行えば、最低水位は約－1.0m付近で抑えられるというシミュレーション結果が出ております。これを参考事項として掲げさせていただきました。

続きまして23ページに参りますが、いかなる形態のダムであっても、高時川と琵琶湖の構造や機能に重大な影響を及ぼし、取り返しのつかない環境ダメージを与えるおそれがあるため、河川管理者は河川法の趣旨並びに予防原則を最重要視した方針に英断をもって転換すべきであると考えます。これは委員会が17年8月に発表しました5ダムの方針に対する見解の中で述べたことでございます。

次に、丹生ダム予定地は生態系の最上位の希少猛禽類、天然記念物のイヌワシとクマタカの生息が確認されております。国内でも極めて重要な地域でありますので、地域の生態系全体を保全するために整備計画が予定する期間内においてはダム以外の方法による高時川の洪水対策のみを目標とした整備に専念すべきであるというふうに考えます。

次のページからの資料につきましては、河川管理者と淀川水系流域委員会のこれまでの取り組んできた経緯、概要を丹生ダムに関するものだけ長々と掲げておりますけれども、これは当委員会の今後の審議の参考資料にさせていただくとともに、きょうご参加の一般の方々にももう一度参考にしていただきたいという思いで添付したものでございまして、時間の都合上割愛させていただきます。

以上でございます。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、今の川上委員のご説明はそれでいいのですけれども、後の審議も実は川上委員がすることになっていきますのでお願いします。

#### ○川上委員

丹生ダム事業についての私の認識、疑問、それから私見を勝手に述べさせていただきましたけれども、これは皆様にこれから審議をしていただくための一つの話提供というふうにご理解いただきまして、これをネタに集中的にこの丹生ダムについて審議をお願いしたいと思います。

まず、どれからということなく、どなたでも、どんなことでも結構でございますので。

では、まず、河田委員、お願いしたいと思いますが、ちょっとお時間をいただきまして、まことにこういう場で申し上げるのは恐縮でございますけれども、実は、河田先生、このたび国連の非常にすばらしい賞を受賞されまして、この間、きのうでしたか、おとついでしたか、ニュースで報道されておりました。この場を借りて河田先生に盛大な拍手を送りたいと思います。

#### ○河田委員

ありがとうございます。御存じないと思うんですが、10月10日というのは国連の防災の日でございまして、ジュネーブの国連本部で表彰式がありました。

それで、質問ですけれども、私、きのうこの資料を送っていただきまして目を通したんですが、なぜいきなりダムなんですか。というのは、琵琶湖という大きな貯水湖があって、まあ環境から考えても、滋賀県が環境問題にこれだけ熱心になっているのはここ10年ぐらいでして、それ以前は垂れ流しという状況ですよ。そういう中で、例えば環境改善を図らなければいけないことは間違いないので、貧酸素の部分があって酸欠で魚が亡くなるというようなことがあるという以上はやっぱりヘドロを除去しなければいけない。

そうすると、この4,000万 $m^3$ という貯水容量なんて、浅場を浚渫したら簡単に手に入る量なんですよね。ですから、琵琶湖の浚渫ということがどうしてこの計画の中に入っていないのか。異常渇水に備えると言うのであれば、浅場の、特に湖南アルプスから出ていた川というのはどんどん砂を琵琶湖に入れて浅くなっていった経緯がありますので、例えば100年計画で1億 $m^3$ を浚渫するとなったら年間100万 $m^3$ ですから、こんなもの土木事業としては大したことじゃありませんので、そういう環境もよくする、かつ異常渇水にも備えるというようなことがあるにもかかわらず、なぜいきなりダムになっているのか。ちょっとそれがよくわからない。

ですから、そういう浚渫案というものが議論されて結局ダムまで到達すればいいんですけども、37ページのこの案はそんなことはどこにも書いてないですよ。ですから、やっぱり浅場の浚渫というのは、特に琵琶湖の場合は周辺に随分ヘドロがたまっていると思うんですよ。これを何とかしないと、環境を今よりよくするという動きを入れないと環境は今のままだという、それでいいのかという議論もやっていかなければいけない。

ですから、ダムの建設に入る前に本当に代替案はないのかと。ここに今川上さんが指摘されたように、治水ということであれば、明らかにこれはもう天井川になってしまっているの、河道開削とか、いろんな方法があるわけですよ。ですから、はっきり申し上げて、都市化が進んでいない地域でダムをつくる、非常にいろんなところに負荷をかけるものをあえてつくる必要があるのかという議論がやられずに、非常にイージーにこの1億3,000万 $m^3$ のダムをつくらうとしているところに

問題があるのではないのかと。

ですから、私はこの淀川水系で計画している5ダムを同じ基準で議論してはいけないと言っているんですよ。全部条件が違ふと。それは、ダムはだめだとか極力やめろというような、そういうスタンスでもいいのですけれども、具体的に議論するときにはそういうことも踏まえてやっていただかないと。この4,000m<sup>3</sup>なんて水量は浅場を少し深くすれば簡単に確保できる量なので、その辺の議論がなぜ行われていないのかがちょっと疑問なんです。

以上です。

#### ○川上委員

はい、ありがとうございます。今までの流域委員会の議論の中で出されなかった新たな代替案の一つと言えるのではないかと思います。

はい、西野委員、お願いします。

#### ○西野委員

すみません、今の浚渫のご意見というのが全く私には理解できないのですけれども。琵琶湖の今問題になっている低酸素化というのは、水深が90mより深いところで起こっている問題で、ヘドロがたまっていると言えるかどうかかわからないのですけど、そこを浚渫するというのは、まず大変困難な問題で、浅いところを浚渫というのも全く意味が理解できないのですけれども。琵琶湖に細かい泥がたまるというのは、一番水深の深いところにたまっているわけです。浅いところにヘドロ、ヘドロといえるかどうかかわからないのですけど、細かい粒子が堆積しているところというのは特にございません。むしろ、浅いところの問題というのは、湖岸堤なんか建設されて、それで、例えば魚類がなかなか周りの田んぼに上がれないとか、あるいはもう少しそれは古い時代になるわけですが、内湖とよばれる周りの湿地帯が干拓されて、それで水陸移行帯が減ったとか、そういうことが問題になっておまして、琵琶湖の浅いところにヘドロがたまって、そのために水質が悪化しているというような現象というのは見られておりません。

#### ○川上委員

つまり、南湖のような浅いところと北湖の深いところとはちょっと意味が違うよということですね。

はい、どうぞ、水野さんお願いします。

#### ○水野委員

魚類の水野です。瀬切れが非常に魚類へ悪影響があるということなのですが、実際に高時川周辺とそこら辺の周りをフィールドに行ってチェックしてきました。なぜそういうことをしたか

というと、瀬切れをすると魚類がいなくなってしまうというふうによく書かれてしまうのですが、実際には琵琶湖の湖東の河川、大きい河川、野洲川というところもあったり、愛知川というところでも瀬切れは起きています。で、起きているにもかかわらず、アユやビワマスなどが遡上している、犬上川というところもそうなのですが、実際には遡上しています。

私もそこら辺はどうして瀬切れしているのに魚類が生き残ることができるのかということをやっと不思議に思っていたので、実際に現場を踏査してみますと、わかったのは、ちょうど高時川から琵琶湖の間というのは、この図だと何もないようなのですが、非常に細かな農業水路が張りめぐらされています。琵琶湖の特性だと思うのですが、大川川の周辺には非常に細かな農業水路ネットワークがありまして、どうやらその瀬切れの間には、その農業水路の方を魚たちは退避場、避難する場所として使っていて、そこで生息しているというのを実際に目で見てきました。

こういったことを考えると、国交省のプランでは無理なのかもしれませんが、総合治水としては、できる限り瀬切れ対策を国交省がするというよりは、むしろ農水省や土地改良区にお願いして、そちらの方とお金を出し合って、瀬切れの避難場所として農地や農業水路をうまく使うというのを計画の中に入れて最前線の計画になるのではないかなと、本当の意味で保全ができる計画になるような気がします。川に、天井川になっている川に水をただ単に流したとしても、そう簡単に無理やり人が自然に変えたところではなかなか魚などは生息できないので、むしろその現状使われている場所をさらによくしていくというような案。そのかわり、縦割り行政では難しいかもしれませんが。担当は農水省と国交省ですから。ただ、それでも魚の視点からすれば、一緒に協力してその農業水路ネットワーク、細かな、そこをうまくその保全に利用していただきたいというふうを考えます。

#### ○川上委員

今、論点がばらばらになってきて、瀬切れの問題は、ちょっと後にしたいと思うのですが、最初の河田委員、それから西野委員の関連の貧酸素状態と4,050万 $m^3$ という渴対容量との2つに話を絞って進めたいと思うのですが、どなたかご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

#### ○河田委員

こういう公共事業というのは当然長丁場になりますので、例えば100年前の湖底に戻すというふうな計画であれば、どこにどれだけボリュームの量がたまっているかというのは容易にわかるわけですね。ですから、そういう評価で、僕は今貧酸素と言ったのは、あくまでも1つの例です。ですから、現在よりも水質をよくするというふうなアプローチもいいのではないかと。それと、そう

いう治水、あるいは異常湧水の問題が結合して、いわゆるトレードオフの関係じゃなくて、両方もよくなるような方法が本当にないのかということ、ちょっと探ってみてもいいのではないのかということなのですよ。

ですから、面積が大きいものですから、ちょっとそれはボリュームは出るわけで。それは、ですから、さっき4,000万 $m^3$ は湖面の6cm上下分だとおっしゃるので、だから湖岸だけ例えば30cm掘るだけで随分のボリュームが稼げると。深いところを掘るよりも浅いところを掘ると異常湧水の時でも水面が下がらないという、そういうメリットがありますので、そういうことも検討していただいているのかなと。それを検討せずにいきなりダムということではボリューム計算するというのは、ちょっと早いんじゃないのかなということをお伝えしたかったのですが。

#### ○川上委員

どうぞ、お願いいたします。

#### ○竹門委員

竹門です。今のご議論は、治水のその水位操作と利水の水位操作の兼ね合いという点を深く追求すれば、その折り合いが見つかる可能性のある問題だというふうに思います。したがって、その浚渫かどうかというところに論点を置くよりも先にその水位操作を将来的にどのようにしていくのか、現在は、アприオリにその洪水期は下げておくというのを、しかも数字が確定している状態であるわけですけれども、かつてと違うのは、その降水だとか流出量の比較的短期的なあるいは中長期的な予測というのが、かつてよりはだいぶできるようになってきていますので、その意味では、いきなり6月15日にここまで下げるということを前提に洪水対策をしなくても、もう少し柔軟に状況に応じて水位操作によって、両方の兼ね合いを満足させるというやり方があるのではないかと。ですから、そういう観点に立ちますと、もう少し我々が今議論している内容というのもソフトに判断ができるようなのが出てくるのではないかと思います。ですから、ぜひ方針としてはその部分を追求するということを入れていただきたいというふうに思います。

#### ○川上委員

千代延さんお願いします。

#### ○千代延委員

千代延です。今の竹門さんの意見に私も賛成なのですが、琵琶湖の長期の水位低下とそれから異常湧水、これにも通じますけれども、やっぱり大きな要因は今の洗堰の水位操作、これが大きな要因になっておると思うんです。それで、今皆さんご承知のように6月16日以降は洪水期に入るので、そこまで下げざるを得ないと、これは河川管理者の方はそうしておかないと責任問題になるかもし

れませんけれども、そういう操作がやられております。で、私も今まで前の委員会的时候にも何回もここに行き当たるのですが、検討する必要があるながら、なかなかそこに進まないのですね、それ以上は。

水位が低くなるとか、異常渇水というのは、やっぱり1つは梅雨が普通のように雨が降るか降らないか。空梅雨ですね、空梅雨のときはやっぱり長期の水位低下がありますし、異常渇水にもつながりやすいわけです。ですから、そのときにこのようなことが本当にできるかどうかまだ私も確認はしていませんが、6月16日を自動的に洪水期であるから水位を下げると。これはほかのダムも同じことが言えると思うのですが、例えば、入梅になった、梅雨に入ったということを確認して、それから二、三日とかそういうのはもっと検討する余地があるのですけれども、その空梅雨でないことを確認するというをひとつやって、それで、琵琶湖ですと-20cmにするというようなことをもっと検討してみる必要があるのではないかと、こういうふうに思います。

以上です。

#### ○川上委員

寶委員お願いします。

#### ○寶委員

寶です。4月あたりから琵琶湖の水位を下げていくときに、6月中旬に下げるときに、-20に持っていく、それが急激に下がると、そのときに魚が卵を産みにくくなるというようなことで、実際にはここ四、五年水位操作を試験的に変えてやっているわけです。それで、そのワーキンググループのメンバーで、西野先生も一緒に入っておられますので、もし私の言っていることが間違っていたら訂正していただきたいのですけれども。

例えば、ことしなんかは、4月に物すごく雨が少なくて、過去30年の30位ぐらいだったのです。水位が-5cmぐらいからずっと6月中旬まで1回も、途中ちょっと上がったのですけど、+10とか+20になることはなくて、ずっと低いまま推移していたのです。去年は+10ぐらいを目標にして、徐々に-15から20ぐらいまで徐々に下げっていくことによってやろうとしたのですけれども、それも年によってなかなかまいこといかずに最初は+20から初めて、次の年は+10から始める、その次の年は+5から始めるとか、そういう段階的にちょっとずつ変えてテストをしようとしているのですけれども、思わぬ雨が降ったり、全然雨が降らなかつたりして、一応努力はしておられるのだけれども、なかなかどういう状況になったら魚が卵を産んで、その卵が生き残って実際にふ化して、稚魚なり仔魚になるかということが十分把握できてないんです。それと、観測地点も琵琶湖の湖辺の3地点ぐらいでしかやっていないものですから、なかなかトータルのことはわからないんです。



ただ、最近になってわかってきたのは、とにかく雨が降ることによって水位が上がると、それが引き金となってその瞬間に魚がどうも産卵するようであるというようなことはちょっとずつわかってきておるのですけれども。したがって、全然何もやっていないわけではなくて、ある程度過去四、五年そういう検討はなされております。相手は自然ですから、生き物が相手、かつ雨が相手ですので、堰操作で何とか工夫しようと思っても、そこまで水位が至らなかつたり、水位が上がり過ぎたりして、なかなかうまく結果が出てきてないという状況だと思います。

それで、ご質問なのですけれども、実際にはこの姉川・高時川流域、600数十km<sup>2</sup>あると聞いておりますけれども、姉川筋の方は、姉川ダムというのがもうできているわけですね。丹生ダムよりは規模は小さいわけですが、それでここに川上さんが書いておられます自然環境に多大な負の影響ですとか、ダムは建設予定地の地域社会に壊滅的影響を与えてきたとか、それから琵琶湖関係の負の影響というようなことを書いてありますけれども、実際、実例があるわけですよ。ダムの規模は小さいとしても。ですから、姉川ダムについてどういった負の影響があったのかということがわかりましたら、丹生ダムについても参考になるのではないかと思います。その辺がわかるようでしたら教えていただきたいと思います。

#### ○川上委員

私は姉川ダムについてはよく存じませんが、この丹生ダムを計画されるに当たって、河川管理者は姉川ダムのことは調査検討されましたか。環境について。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森です。今、寶委員からご指摘のあったような観点で特に比較等は行っておりません。

#### ○川上委員

というお答えでございますが。

竹門さん、どうぞ。

#### ○竹門委員

竹門です。1つ参考となる事例として、ビワマスの産卵場所分布を見ますと、姉川と高時川の両者で見られます。上流に姉川ダムがあっても姉川の側でも産卵は実際に確認されています。ただし、その産卵場所として選ばれている条件は、実は瀬切れが起きるような土砂の堆積があつて、しかも流水が存在している場所です。そこは軟底と呼ばれている、比較的最近堆積した動きやすい土砂がたまっているところが産卵場所として活用されているわけです。

この事実は、ダムの下流に十分な土砂供給が期待できる残流域がある必要性を示しています。し

たがって、横断構造物で土砂の供給が阻害されたり、治水対策のための掘削によって、土砂の動態が失われることになれば魚類にとっては悪影響を及ぼす可能性があると考えられます。つまり、瀬切れというのは、実は悪いばかりでなくて、ビワマスにとって繁殖のため環境を好適に維持する働きもしているのだという視点が必要であって、その意味では、姉川と高時川を比較するというのは非常に大事なポイントだと思います。

#### ○川上委員

ちなみに、きょうの審議資料1-2の16ページにビワマスの高時川と姉川筋における産卵範囲というのが載っております。

河田委員、お願いします。

#### ○河田委員

私は防災の方をやっておりますので、地球温暖化によって非常に超過洪水が全国的に起こっているという事態を踏まえたと、琵琶湖湖岸で床下浸水も全部とめろというのは、どだい無理な話なのです。例えば、2000年の東海豪雨水害で面積350km<sup>2</sup>の名古屋市で400mmを超える雨が降って、1億4,000万m<sup>3</sup>の雨が一日降ったのですよね。ですから、これまでのような水位操作は、余り意味がなくて、要は、琵琶湖湖岸で生活している人たちに床下浸水ぐらい起こっても、被害が出ないような生活にしていただかなければいけない。それを、生活を中心に治水をやらなければいけないとなると、非常に難しい。それは、人は亡くなるというのであれば、やらなければいけない。ですけども、単に湖面がずっと上がって浸水するというので、もちろん田畑にも被害が出るでしょう。ですけども、それは何日続くのかといろんな議論があると思うのですが、少なくともこの地球温暖化時代に、自然と共生していこうと限りは床下浸水ぐらい起こってもへっちゃらだというふうな、そういう生活に変えていただくことも重要かと思うのですよね。そうすると、水位操作についても、例えば、産卵とかいろいろなことを考慮して人間側で少し受け入れられる基準が出てきてもいいのではないのかと思うわけですが。

#### ○川上委員

私が冒頭で申し上げました治水、利水が一定の譲歩することなくということを実体的にお話しただいて非常によくわかったのですけれども。

流域の住民の方たちにそういう理解がしていただけるかどうか。いただくためのいろんな努力というのが求められると思うのですけれども。

#### ○河田委員

戦後60年たっているのですが、滋賀県だけが自然災害で累計100人亡くなっていない、日本で一

番安全な県なのです。ですから、ほかの県では、水害なんて随分戦後多発して1,000人単位で亡くなっているところもあるのですよね。ですから、やはりこういう気候変動が顕著に出てきている時代に、浸水をゼロにするなんていうようなことを目標にすること自体が、全国レベルで見るとどうかという視点も要するだろうと。そういう琵琶湖特有の問題と全国から見たらどうかという、この両方の視点を持ってこないと、やっぱり治水についての理解は僕は得られないと思いますが。

○川上委員

寶さん、済みません。

○寶委員

寶です。先ほど竹門先生の方からご意見がありましたのでちょっとお聞きしたいのですが、4番のスライドで川上さんが書いておられる（5）の天井川の状態を早急に解消する必要があると。この意味はあれですか、河道をかなり掘削して、大規模な改修をしようということに相当するのでしょうか。そうした場合に、竹門先生がさっきおっしゃいました影響というのは、どういうふうな影響があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○川上委員

竹門さん、お願いします。

○竹門委員

竹門ですけど、先ほど申し上げたのは、産卵場所条件が土砂の移動によって形成されるような軟底であるということであって、天井川のような土砂の供給が比較的豊富な流域においてはそういう環境はよくできるということです。その意味でプラスに働いていると申し上げたのであって、必ずしも天井川である必要はないわけですね。つまり、たとえ掘削しても土砂供給が確保されて、同時に土砂の移動も起こる条件が維持されれば、好適な環境は維持できると信じます。その場合に大事な点は、流域からこぶし大かもう少し小さいもの礫、リング大以上の石、そしてもう少し大きな玉石が適度な比率で供給されることです。小さいものばかりになったり、大きいものばかりになってしまいますと、産卵環境としては悪いものになってしまいますので、そのような土砂の供給と移動のバランスが大事であると考えられます。したがって、姉川・高時川の河床の縦断に関しては、治水上問題のないところまで下げたとしても、環境的にはいい状況というのがつかれるというふうに思います。この点については誤解のないようにしていただければと思います。

○川上委員

私が天井川状態を早急に解消する必要があるというふうに申し上げたのは、1つは、従来計画のダムをつくった場合においても、例えば台風が襲来してくるときには事前放流というのをやるわけ

ですね。このときにもし大量な事前放流をやると、下流で天井川状態ですから、非常に危険な状態になるということがあるだろうということと、もう1つは、今度穴あきダムにいたしましても、河川管理者はゲートをつけると、ゲートをつけてある程度操作するのだとおっしゃっていますが、それにしても、むしろ穴あきダムの方が超過洪水には弱いといえますか、制御できない場合も出てくる可能性もあるわけですね。そういう意味からいって、どっちに転んでも、この天井川状態だけはダムをつくるにしても、つくらないにしても解消する必要はあるということは、これは共通の認識ではないかと思って申し上げたわけです。

#### ○河田委員

実は、98年と99年に神戸の新湊川の氾濫が起こったんですね。私は事故調査委員会の副委員長でこの問題に携わって、天王谷ダムというのですが、穴あきダムの問題も議論しまして、実はあそこはもう1個ダムをつくらないと、流域25km<sup>2</sup>という非常に小さな川ですので、集中豪雨が起きますと、あっという間にあふれるわけですね。問題は、御存じのように、湊川が今新開地の商店街になっているのですね。西に振って会下山のトンネルをつくって、放水路をつくったわけですね。それで、その新川開削したところよりも上流部はそのまま置いておかれているのですね。ですから、そこであふれる。いわゆる天井川のところであふれているのですね。

ですから、昔の方は、そこは非常にまずい土地であるというので荒田町という名前がついているのです。荒田町1丁目から7丁目まであるんですよ。つまり、荒田というのは、河川が決壊すると水だけではなくて、土砂も田んぼに入ってきてだめになるから荒田という名前がついているのですよね。ですから、やはり河道改修というのはとても大事なことで、特に天井川はあふれると大変なことになりますので、これは98年と99年の新湊川の氾濫が如実に示していることで、天井川があふれますと流速が非常に速いものですから、より被害が大きくなる危険性が高いということですので、ですから、やはりダムをつくるにしても、いずれにしても河道改修をやらないと、そこが正常化できないと。これは、大戸川も全く同じだと思いますが。

#### ○川上委員

はい、ありがとうございます。

どうもこの席から見まして、右側の方の意見が強くなっておりますが、左側の方はいかがでございましょうか。

澤井先生いかがでしょうか。

きょう、集中審議といいましても、こういうふうにしよということにまとめるのはなかなか難しいかと思うのですけれども、先ほどのご意見にもありましたように、治水と環境とのバランス、

あるいは治水と利水とを考慮した環境のあり方ということをまずダムということの前に考えるべきだということが、これまでの議論の1つの方向性ではないかと思うのですけれども。

宮本委員長、お願いします。

#### ○宮本委員長

一番初めの議論なのですけれども、実は河田委員から渇水対策容量をダムとか今の琵琶湖ということではなしに、琵琶湖自体の器を大きくしたらいいじゃないかと、環境的にもいいのではないかと、その方がとおっしゃいましたよね。それに対して、西野委員の方から、そんな深いところは掘れないよというふうな話があったのですけれども、そのような検討というのは実は今までやってないと思うのですよね。たしか。我々もやってなかったと思うのです。例えば、昔、琵琶湖の周りには内湖がいっぱいあったわけですよね。その内湖を復活して、内湖である程度、全部ではないのですけれども、容量を持たせて、湖と内湖と田んぼといいますか、地域とをつなぐという意味において、例えば内湖をある意味においては渇水対策の容量にもなるというようなことの可能性というのは、西野委員、どうなのでしょう。

#### ○川上委員

西野委員お願いします。

#### ○西野委員

お金を抜きに考えた場合、現在琵琶湖の周囲の内湖の面積は大体4.25km<sup>2</sup>です。1940年で約30km<sup>2</sup>ありました。ですから、それを、今電卓がなくて計算できないですけど、例えば平均2mとして30km<sup>2</sup>を復元すると何m<sup>3</sup>になるかというのは、すぐ計算ができると思います。そうすると新たに水域ができるし、その構造をうまく考えてやれば、魚類の産卵場所としても機能するということが可能になるわけですね。ただ、お金の問題以外にも干拓地の大部分は今田んぼになっているわけで。私有地ですから、そこをどうするかという問題というのは残ります。実際現在滋賀県でやっているのが早崎内湖ですね、約90haをもとに戻すという話が、計画はあるのですが、それだけでも半端な金額じゃないわけですね。さらに、現在実際に農業をやっておられる方々がいるわけで、私有地を再び内湖に戻すことに伴う問題というのは当然あるわけです。

また私の記憶では、一度河川管理者さんの方でそういう内湖を遊水地としたらどうかという案を検討されて、それで、それは実現性がないということで否定されたというふうに記憶していますけど。

#### ○河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森)

琵琶湖河川事務所長の津森でございます。過去にいろんな議論が同様にあったときに、内湖を

復活させて行く策というのは、余り妥当ではないということをお示ししております。それは西野委員がおっしゃいましたように、現実にもともとあった内湖というのは、今は干拓されていまして農地になっているということもありまして、そのほかいろいろ検討した結果をお示ししております。

あと、今、西野委員がおっしゃいました1940年の面積は29km<sup>2</sup>、約30km<sup>2</sup>ですから、水深が2mとしたら大体6,000万m<sup>3</sup>なりますから、今言っている4,050万m<sup>3</sup>というのよりは多いですが、復活させるということは、現状の土地利用をまた新たに改変しなければならないということで、大きな課題があるのではないかなというふうに考えます。

#### ○川上委員

河田委員、どうぞ。

#### ○河田委員

実は今、静岡の海岸の侵食がとまらないのですよね。これは実は東京オリンピックと東海道新幹線と東名高速道路をつくるのに、砂利をとったのですよ。特に安倍川と大井川からとったのですよね。これは、こんなことを言うてはなんですけれども、砂利業者というのは許可量の大体二、三倍とるんですよ。だから、ちょっとぐらい測量してもわからないものですから、大体1,000万m<sup>3</sup>以上とっているのですよね、砂利を。ですから、そういうようなことをやられると、三、四十年たつてから海岸侵食をとめることができないうことで、三保の松原だってなくなるかもしれないというような、そこまでいっているわけですよ。ですから、今の技術だと、ダムにたまつた砂をどうするかなんて考えるのであれば、浚渫なんてそんなに難しくない。コスト的にも。

ですから、もちろんいろいろ問題はありますけど、環境もよくしたい、しかもできるだけダムをつくってインパクトを抑えたいということになると、やっぱりそこそこの問題を乗り越えていかなければいけない。もちろん異常洪水なんてそんなしばしば起こるものではありませんから、そういうときの用意を法律的にもしできるものであれば、するということ、もちろんお金の問題もありますけれども、やっぱり同じ考え方に立てるかどうかということがとても大事ではないかと思いますが。

#### ○川上委員

今の渴対容量の検討のベースは60年に1回の異常洪水を想定して計画しているらしいですね。60年に1回といいますと、一生に1回ですよ、ある意味ですね。

こういう言い方をすると非常に語弊がありますけれども、それはあつた方がいいでしょう。だけど、つくることによるさまざまな影響、事業費等々を考えると、これはちょっと考えものだなと言わざるを得ないですね。

はい、千代延委員どうぞ。

### ○千代延委員

千代延です。今川上さんのおっしゃった60年に1回ぐらい起こるもので、一生に1度という確かにそのとおりでして、しかも川上さんの私見というところで、これはスライドで、あちこちに出てきますけど、私見の21というところ、異常渇水については渇水調整の早期実施によりBSL-1.5m以下にならないようにできるという私見が述べられております。

これに関連しまして、今のダムによって対策を立てなくても、現実に対応できるのではないかと、皆さんよく御存じの、いつも傍聴に見えております野村さんのご意見が、きょうの一般からの意見の889のところに出ております。今こういう会議ですので、私が多少取り違えておるかもしれませんが、かいつまんで申し上げますと、まず取水制限と河川の維持流量の削減によって対応する、この2つですね。それで、取水制限については、開始時期が今までは-150と-30ですか、その中間の-90から取水制限とかいろんな対応を始めておると。それを、ここの野村さんがおっしゃっています過去の大渇水、平成6年も含めまして、空梅雨のときがやっぱりそういう状況になっておるので、空梅雨のときは取水制限とか維持流量の削減を前倒しでやることを検討したらどうかと。それから、取水制限というのは、今河川管理者の方も今のやり方で一番いいかどうかは大分疑問に思っているように思いますが、取水制限の対象が10%とか20%に、その対象を過去の実績の1日最大取水量を対象にして実際にやられていますから、初めの10%カットなどほとんど効き目がないわけですね。そういう取水制限のやり方をもう少し検討すれば、かなり今より状況はよくなるのではないかと、これが取水制限についてです。

それから、維持流量の削減については、平成6年で大川については実績として $20\text{m}^3/\text{s}$ まで、 $60\text{m}^3/\text{s}$ を $20\text{m}^3/\text{s}$ 削減しておると。一番ひどいときは $35\text{m}^3/\text{s}$ になったときもあるかもしれませんが、今野村さんのお読みすると、 $20\text{m}^3/\text{s}$ は削減しておるから60を20ですから、 $40\text{m}^3/\text{s}$ でやっておると。それから神崎川も $10\text{m}^3/\text{s}$ のところを $5\text{m}^3/\text{s}$ 、半分削減しておるということで、平成6年の実績をそのように上げていらっしゃいますが、なおかつ野村さんが丁寧に過去の平成6年のことについて、あるいはほかのことについてもいろんな記録、新聞記事等で確認をされております。支障ゼロということはございませんけれども、本当に大きな支障というのは出ていないということをちゃんとチェックしていらっしゃいます。

ですから、この野村さんのご意見によりますと、結論とすれば、丹生ダムによる異常渇水対策をするには及ばないのではないかとということを書かれておりますけれども、私は、これは大変参考になる意見だと思いましたので、ちょっと場をお借りしまして、紹介いたしました。以上です。

## ○川上委員

私も同様に感じまして、先ほど発表の中で申し上げたとおりなのですけれども、この渇水調整の早期実施については、河川管理者はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。シミュレーションも出しておられますけれども。お願いします。

## ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。取水制限なのですけれども、これは一般的には渇水になるおそれがあるということで、取水制限を開始するのですけれども、通常ダムの場合は、あらかじめどんな渇水になるかわかりませんので、半分ぐらい使った時点から取水制限をするのが一般的であります。琵琶湖の場合は、-30cmと1 m50の真ん中ということで90cmということでやっています。

以前のシミュレーション、計算で示したのは-60cmからということで、1 m50におさまるという計算をしておりますけれども、この-60cmにつきましては、これはダムで考えますと、半分じゃなくて25%、-30cmから60cmの間は30cmですので、ダムでいいますと貯水量が25%減った段階から、取水制限をするということになりますけれども、これは非常に早い時期から取水制限するという例になると思います。

この前のときにもお示しましたけれども、通常の90cmになる頻度から考えますと、倍ぐらいの頻度になってくるといことになりますので、非常に頻繁に取水制限が実施されるということですので、これは利水者、あるいはそれを使っている一般の利用者の方に非常に大きな影響があるというふうに考えております。

## ○川上委員

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、利水も治水もですけれども、やっぱりこの辛抱といいますか、我慢といいますか、今までのように何でもかんでも至れり尽くせりで、水使い放題というふうなことではなくて、やはり住民の人たちにも理解と協力を求めると、企業にもですね。企業は、今水の循環利用が物すごく進んでおりますから、30年前、40年前の渇水時の状況とは産業の形態も変わっておりますし、従前どおり-90cmからスタートするというしゃくし定規なやり方はちょっと、何かそれは操作規則か何かで決まっているのですか。一応の目安として実施していらっしゃるのですか。

## ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

取水制限につきましては、関係利水者で協議調整した結果で決まっておりますので、これは利水者の合意事項ということでやっています。



○川上委員

それはそうなのですが、琵琶湖水位が-90cmから湧水調整を始めるといふ、その取り決めは何か規則で決まっているのですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

明文化したものではございません。平成6年のときに琵琶湖の開発事業が終わって初めての湧水のときに初めてやったのがそのぐらいでやっていますので、それ以後はそれぐらいの程度、ある程度合意されたルールということになっております。

○川上委員

それは、ダムの場合と考え方としては同じという考え方ですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

同じでございます。

○川上委員

その辺もちょっと違和感を感じますね。ダムと自然湖沼である琵琶湖と。琵琶湖総合開発である意味ダム化したということは言えるかもしれませんが。同じ考え方というのはどうでしょうか。

千代延さんどうぞ。

○千代延委員

何度も済みません、千代延です。今河川管理者の方からあのようなご発言がありましたけれども、今-90でおやりになっていますね。それをいつでも前倒して、80とか70とか、そういうところからいろんな対策を講じてくださいという、私はそういう意見ではないのです。それは、なかなか水道事業者の方も一般もそういうのはなかなか通らないと思うのですけれども、梅雨に入らないと、これは梅雨に入らないのは割合よくわかるわけですね。そういうときに限って、-90を待たずにいろんな対策をとるようなことをスタートしていただけないか、そういうことについて、もしできれば、河川管理者の方のお考えをお聞きしたいですね。

○川上委員

河川管理者いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。降雨の予測ということになると思うのですけれども、短期的な予測はある程度精度が上がっておりますけれども、いわゆる長期的な予測、梅雨明け、空梅雨がありまして、その後の夏時期、あるいは台風等の予測というのは非常に難しいというの

が現実でありまして、空梅雨ということだけで、取水制限が早まるということが実施できるかどうかはかなり難しいというふうに考えております。

○川上委員

千代延委員どうぞ。

○千代延委員

千代延です。これは予測を言うているのではないのですよ。梅雨に入らなかったかどうか、これは、その後、例えば7月20日とか7月25日になってもやっぱり梅雨に入らないと。予測といえそこから先まだ降るかもしれないということを多分理屈の上ではおっしゃっていると思うのですが、現実には、ことしは空梅雨、これは通常、気象庁がそのように宣言するかどうかわかりませんが、これはかなり精度が高く当たるように思われませんか。私は当たると思うのですけど。その辺は、今ここでこれ以上議論はしなくていいと思いますけど、検討する点としては、過去のデータも見て、そういつもいつも外れるものではないと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○川上委員

ありがとうございました。

竹門さんどうぞ。

○竹門委員

先ほどの内湖の遊水地の問題にもう一度立ち返りたいのですけれども、治水上の問題はそれで解決できないという場合でも、それで得るメリットはゼロじゃないですね。それで、環境サイドからの大きなメリットがあれば十分に検討の余地があるのではないかと考えます。

その中でも大事なメリットは、琵琶湖の先ほどから議論になっています貧酸素化と関係があります。琵琶湖の貧酸素化は、有機物の増加が根本的な原因になっているわけです。つまり、有機物が分解する過程で酸素が消費されることが基本的な問題になるわけで、貧酸素化の背景には、やはり人為的な物質負荷の増加と湖底への有機物の堆積が当然きいているわけですね。

私は1990年の初頭から10年近く毎年菅浦で30m近くまで潜水して湖底の様子を見ておりました。その間浅いところにおいても明らかにふわふわした堆積有機物が増えていました。その結果生物相にも変化が起きているとみられます。このような琵琶湖の状況をよくしていくためには、増水時に入ってくる栄養塩や有機物を減らす仕組みづくりが必要なわけです。本川から、あるいは支川から直接琵琶湖に注ぐ水が一旦内湖だとか水田とかを經由して琵琶湖に入ることになれば、物質

負荷軽減策の1つとして位置づけられるでしょう。もちろん内湖に入った物質を人為的に利用することによって系外に出す経路もつくらなければ、たまったやつがまた出てくるだけですから同じですけれども。そういった経路も含めて環境の付加を軽減する仕組みとして内湖を考えるとということは、十分に意味があるのではないかなと考えます。

以上です。

○川上委員

はい、西野さんお願いします。

○西野委員

西野です。今の竹門委員の発言に関してコメントを2つだけ。1つは、内湖を遊水地化する場合に問題になるのは、常時内湖に水をためておきますと遊水地として機能しないわけです。ですから、水位の上昇分を前もって見込んで、それで堤防をつくるなりして、その上昇分を見込まないといけないということです。今の琵琶湖と同じ水位で内湖を再生した場合、その水位が上昇した分だけが遊水地として機能しますので、仮に30km<sup>2</sup>の内湖を全部復元したとしても6,000万m<sup>3</sup>にはならないということが1点です。

それから、もう1つ低酸素化につきましては、富栄養化という問題もあるんですけど、長期的に見ますとここ20年ぐらいは、水質はほぼ横ばい状態で、現在低酸素化につきましては、むしろ全循環欠損、つまり全循環が十分おこななくなっているという考え方が中心になっているということだけ、コメントさせていただきます。

○川上委員

今の西野さんのその内湖を遊水地化するというのは、治水というか琵琶湖の水位上昇を抑えるというか、そういうことのイメージでおっしゃっているんですか。今異常渇水対策容量を内湖で確保したら6,000万m<sup>3</sup>ためられるよねという話をしているんですけど。

○西野委員

異常渇水容量を前もってためておくということだったらいいわけですけれども、ただ、一方で琵琶湖の浸水被害の問題も逆にあるわけですね。だから、治水とのバランスというのが、かなり難しくなるのではないかという感じがいたします。

○川上委員

それは洗堰の操作を見直したらどうかということは今申し上げているわけですよ。琵琶湖の水位上昇による浸水被害の軽減についてはですね。異常渇水対策容量の話なんですよ、ええ。

寶さんどうぞ。

### ○竇委員

水質改善のために汚れた水を湿地帯に導いて、それで湿地帯の水を浄化する作用によって水質を改善するというのは、これはもう日本でもやられていますし、欧米でもあちこちでやられているので、内湖がそういう機能を果たすといいとは思うんですけども、ただ、今食糧自給率が40%で、それをいかに改善しようかというふうな時代に、優良な農地である干拓地を全部また水面に戻すということは到底あり得ない話だと思うので、この話はもうやめておいた方がいいのではないかなと思いますけど。

### ○川上委員

今のご意見について、竹門委員どうぞ。

### ○竹門委員

遊水地というのは、ふだん別に水田に使っていてもいいわけですね。内湖としての機能というのは、水田利用をしつつも十分あり得ると思うんですけども。

その場合にその水田の意義として、必ずしも生産性を追求するばかりではなくて、河川あるいは用水から入ってくる物質を除去する手段として、人間が利用する、食糧として利用するという方向で、生産性がたとえ落ちてでも機能するような生産のあり方だってあるのではないのでしょうか。それは、必ずしも二者択一の論理にしなくてもよりののではないかと思いますけど。

### ○川上委員

河田委員どうぞ。

### ○河田委員

EUも、今総合治水の考え方というのは、少しやっぱり昔に戻そうという態度ですね。ですから、琵琶湖だって、もちろん土地利用がどんどん進んでいますから全く昔には戻らないと思うんですけど、ですけども、可能な限り昔に戻してそのインパクトを和らげるといふか、そういう効果を期待すべきであって、人為的なことで効果を期待し過ぎるといふのはやっぱり、ちょっと僕はいろんな意味で、治水も利水も環境もまずいと思うんですね。

ですから、琵琶湖のようにまだ自然の残っているところで、それはもちろん無理はしてはいけませんけれども、そこそこのところで考えられることはまだまだあるんじゃないのかなと思うわけですね。それをいきなりだめというふうなことで議論しちゃうと、やっぱりそこに出てくる解は制約されてしまいますので。

ですから、そういうことを考えられるようなフィールドではないかと思うんですが。これがほかの湖のようにもう全然都市化が周辺で進んでしまっただろうしようもないということだと、もうどう

しようもないと思うんですが、そういうことも可能かどうかちょっとやっぱり検討してみる価値はあるのではないかと思います。

○川上委員

治水、利水、環境を含めた有力な代替案として、これから皆さんにもぜひさらにお考えいただきたいというふうに思いますけれど。池野さん、どうぞ。

○池野委員

今のは渇水対策の容量の議論だと思っています。私の思いは、洪水でも超過外力に対する備えというのは当然必要がある。ということは、利水についても何分の1かという議論はあるにしても、当然ながらそういう備えがあってしかるべきだと。

それで、いくら容量を持つかというのは政策の判断という気がいたしています。というのは、東京都は多分利根川の水を使いながら、今、1億9,000万 $m^3$ ほどの小河内ダムを渇水対策に備えて持っています。これは首都圏ということからのひとつの大きな東京都の判断かなという気はいたします。そういう意味で、近畿圏でいくら持つかという判断、これは政策の議論であって、どういう手法であれ費用負担する自治体の判断かなという気はいたしております。

それで、委員会で議論すべきは仮に持つとすればですね。どこに貯めるのかなという、観点で議論すべきなんだろうと思います。そういう意味なら僕も琵琶湖で貯めるという意味は、ダムよりもいいのかなと思っています。

ただ、先日来説明を聞いておりますと、琵琶湖で貯める場合降雨予測して水位を下げてやるという説明だったと理解しています。降雨予測であれだけの湖の水位操作というのは非常にしんどいかなと思います。逆に言うと、湖で貯めるという前提でもって湖の治水をどうするのかという議論にした方がわかりやすいのかなという気はいたしております。

○川上委員

ありがとうございます。それで、私の発表の中で2つほどちょっと質問というか、疑問点を掲げましたけれども、この異常渇水対策容量を丹生ダムで確保する場合、それは利水事業なのか治水事業なのか、どちらでおやりになるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森でございます。基本的に異常渇水対策容量を確保するのは治水事業だというふうに考えております。

○川上委員

それは、丹生ダムに利水参入がなくなったからですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

そうではなくて、基本的に渇水対策の目的としては維持流量の確保という、我々は流水の正常な機能の維持というものも考えていますけれども、それと同様に治水事業で行うべき、川にどれくらいの水を流すのかという目的のための容量というのも治水事業でやっておりますので、これも同様に考えて治水事業だと考えております。

○川上委員

ということは、下流自治体で治水負担が伴うということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

そういうことになります。

○川上委員

私は利水事業だと思ってずっと勘違いして、ある意味で勘違いしていたんですけども、治水事業だそうです。

○池野委員

だから、政策の議論ではないかと僕は思っておるんですけどもね。自治体がいくら持つかという意味では。

○川上委員

はい、宮本さん。

○宮本委員長

池野委員の今の意見ですけど、政策判断というのは、下流の自治体の政策判断という意味ですか。

○池野委員

河川管理者等も含めてでしょうけれども、要は治水で持てるか持てないかという議論になると、おっしゃるとおり下流の自治体の判断の要素が大きいんだと思っております。

○宮本委員長

それは当然下流の自治体を持つというのがまず前提ですよ。持たないと言ったらそれは話にならないわけですから。

○池野委員

そうですね。それはそうですね。

○宮本委員長

そうですね。それで、下流の自治体を持つと言えばそれが判断になってしまっていて、それだけで議論が終わるわけでは私はないと思うんですよ、当然の話。

○池野委員

ええ、そうそう。

○宮本委員長

そういうことであれば、別にここで議論する必要はないんであって、大阪府が判断したらいいだけのことになりますからね。

○池野委員

いやいや、おっしゃるとおりですよ。持つ場合にどうなるかという議論であって、今まで議論してきた環境上とかいろんな議論があります。ただ、自治体も全部要らんという話になったら、自治体が渇水対策は要らないという判断すれば議論は起こってこないわけでしょうね。そうではないという判断ができて初めて、その容量、どこへためるかという議論になるだろうと。

○川上委員

寶さん、どうぞ。

○寶委員

はい、寶です。この異常渇水時の緊急水確保という言い方が、いかにも利水だということで誤解を与える表現だと思うんです。それで、河田委員も何回もおっしゃっていますが、気候変動、地球温暖化とかでね、そういった問題で先ほど渇水はそんな頻繁に起こるものじゃないとおっしゃったけれども、それはちょっと、早明浦ダムなんかでもここ10年で2回ぐらい大渇水が来たりしているのでね、あれですけれども。

ですから、この言い方を、「異常気象時の緊急水管理」とかいうことにすれば、そういう地球温暖化によって大雨が来たときであろうが、それから、大熱波（渇水）が来たときであろうが、両方に対応できると思うんですよ。「異常気象時に、異常渇水時」ですとこの丹生ダム地点もからからになると思いますよ。早明浦ダムだってからからになってたところに大雨が来て2億4,000万 $m^3$ もの洪水がこれは流域面積が5倍ぐらいありますけどね、来たわけで、それを考えると数千万トンの洪水が一発で、1日で来ることだってあり得ると思うんですよ。それで、そういう頻度も高まるということだと思いますのでね。

だから、ここのちょっと表現を、「異常気象時の緊急水管理」というふうなことにして、しかも国策としても地球温暖化対策、これは緩和策という $CO_2$ を減らすというやつと、その適応策という地球温暖化影響にいかに対応していくかということもあるわけですからね。そういう適応策の観点から、時代を先取りするとか、そのような観点での計画にしていける必要があるのではないかなと思っておりますけれども。

○川上委員

千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。私も異常洪水対策、さつき野村さんのお考えで1つ、やらなくてもあのようなやり方でしのげるのではないかというお話を紹介いたしましたけれども、もしできるなら、私はダムのような劇薬といたしますか、そういうもの、劇薬を伴うやり方でなくて、ほかにやる方法があるのであれば、やはり可能性は追求してみるべきではないかと思うんです。

何も新しいことではなくて、私が非常に納得がいかないのは、琵琶湖にためる場合、これは2cmと5cm、きちっと分けるのはちょっと語弊があると思いますけれども、議論をはっきりさせるために、2cmは丹生ダムに治水の安全、治水面でマイナスが生じるのをカバーするために2,000万 $m^3$ の容量を設けると。それで、もう1つあと5cm分は、洗堰から下の瀬田川を今のB. S. L.  $\pm 0$ で800 $m^3$ ですかね、今の計画が。それを1,000 $m^3$ に。要するに、もっと掘削するということです。掘削して、それとあわせて、これは事前放流が必要なんです、これをセットにして琵琶湖に5cmためても、治水上のマイナス面をなくすることができる。こういうふうに河川管理者の提案でもなっているわけです。

ですから、その丹生ダムの事業とは切離して別立てで、こちらの方を、事業の名前のつけ方はさつきありましたけど、どうするか別にしまして、今までの議論の延長で言いますと、異常洪水対策事業として瀬田川を掘削し、事前放流をセットにして、独立した事業でなぜやっていただけないかと。私は非常に疑問に思っています。もしお答えがあるのであれば、河川管理者の方にこの際教えていただきたいと思うんです。

以上です。

○川上委員

津森さん、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

今のようなお考えも含めて、丹生ダムでいわゆるA案と言っていたダムの方にためるのか、B案という形で琵琶湖にためるのかですので、いろいろ検討していきたいというふうには考えております。

○川上委員

どうぞ。



○千代延委員

今のは私の期待した答えではないんですよね。やっていきたいことはわかるんですけど、なぜ分離、要するに独立した事業でやっていただいた方がいいのですが、それがなぜできないかということをお教えていただけたら私は最も納得がいくわけなんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森です。それができないというよりは、いろいろ考えた上で最適なものを、これは考えていきたいというふうに思います。それは、実際姉川、高時川の治水の問題というのも緊急性が高いと思っています。そして、これまでの丹生ダムの歴史的な経過も踏まえまして、最終的に地域にとって何が一番いいのか、地域というのは今滋賀をイメージしていますが、地域にとって何がいいのか、そして、下流にとって何がいいのかというのを判断したいと思っておりますので、この段階で今できる、できないかということをお答えするほど、まだ我々の検討ははっきりとは進んでいないというふうに考えております。

○川上委員

その辺がですね、大戸川ダムや川上ダムのケースと違うところで、丹生ダムはこれから検討しますと恐らく言われるのではないかなと私は思っていたんですけどね。

どうぞ。はい、田中さん。

○田中委員

田中です。原案では確かに調査検討を行うと。A案、B案以外にも今まだ検討しているというふうに理解してもいいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

基本的には我々はA案かB案ということで考えていきたいと思っています。その中でどちらかということを決めたいと思っていますが、今千代延委員の方からご提案があったようなものが、それも含めて考え得ることはあるかと思いますが、ただ、先ほども申しましたように、これまでの検討の熟度を考えますと、まずはA案、B案、それを前提として検討したいと考えております。

○川上委員

ぜひ、そのB案の琵琶湖に水をためる場合の中で、きょうの審議の中で新たに提案されてきた内湖の問題をぜひ検討してください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森でございます。B案の中の1つのいろいろな応用、きょうご提案のあったようなことはB案。要は琵琶湖に異常渇水対策容量を持つ方策というものは幅広く考えられる

と思いますし、今回いろいろ意見をいただいたことも踏まえて考えていきたいというふうに思います。

○川上委員

ぜひお願いします。では、岡田さん、どうぞ。

○岡田委員

ちょっと話題を変えてよろしいでしょうか。

○川上委員

どうぞ。といいますか、もうそろそろ休憩の時間になっているんですね、余り大きく変わるようでしたら。

○岡田委員

あっ、そうですか。では、その次にしましょうか。

○川上委員

休憩の間にもう少し温めていただいて、大きく話題が変わるようでしたら休憩後にお願いいたします。

○岡田委員

18ページの川上委員が疑問2とおっしゃっていることに対しての、私なりの問題の立て方をちょっと申し上げておきたいんですけど、よろしいでしょうか。今よろしいですか。

○川上委員

はい、どうぞ。

○岡田委員

ここでおっしゃっているというか、これは委員会ですっといろいろ言ってきたことに関係すると思いますけれども、特にこの下の方の1、2、3というこの部分ですけれども、これは、例えば精査確認は必要だと私も個人的に思いますし、それから、水需要の抑制も今後していかなければならないと考えます。それで、水利権の見直し、もうこれは必要になってくるだろうと思います。

問題は、今の、この計画水量のもとでこれをどこまで担保するのかという観点から見たときに、私はこの種のことについて、ある種のアクションプランというか行動計画的なものを、今の計画の制度の枠組みの中である程度立てられるのか立てられないのかという観点から問う必要がある。そこを行政の方々が、管理者がどういうふうにお考えになっているのかという質問として問うのがいいのではないかというふうに思います。

整備計画といわれるものの多くはハードが主体になっている。本当はそうではいけないんですけ

れども、そのハードは割と進捗度とか実現の達成目標という、量(測)りやすい形で設定できて、しかもそれは当然予算が裏づけられるということにおいて意味がある。

ところが、いわゆるソフトといわれるもの、それからソフトの中でも特に総合的な部分では、当事者、管理者だけで権限が及ばないところにいろんな形の調整が必要となる、でも、やはりそれなりに達成していかないと全体の大きな流れが変わらない。そういう意味合いでの、非常に大きなソフトの達成目標をある種の行動計画として設定して、達成目標を吟味していくというふうなことを河川管理者がやられる用意があるのかどうか、というふうな問題として立てるのが妥当ではないかというふうに思います。

それで、私自身は、河川管理者がこのたびPDCAサイクルというふうなことをおっしゃっているようですが、やっぱりある種のプランをしながら実際にやってみてチェックしていく中に、権限が直接及ぶところと、それから間接的にしか及ばないことに関しても、それなりの何か目標を設定するということが模索されていいのではないかなというふうに思います。

それから、最後もう1つ言わせてください。今、実はこれを計画論的に見たときに、大きな1つのチャレンジが求められていると思います。それはどういうことかということ、ある意味で今まで走ってきた直線道路、この道路を走り続けることが、慣性力に任せていいのかということ、どうもまずい。だけれども、この今の道路の走り方は今の法制度に基づいて決まっているわけで、その枠の中で管理者はきちんとドライブしなければならないという、ある種のぎりぎりの挑戦が求められている。

しかし、ずっと先にカーブが見えているわけですね。そのカーブが見えている、それは構造変化をしなければならない、変革しなければならない、あるいはここでいろいろ、今までのライフスタイルを変えなければならない、あるいは、まちづくりとかかわりで、浸水リスクはある程度生活者も受容しなければならない、そういうことをいろいろ我々も言うわけですが、ではそういうことを、そういうカーブが見えていることをどう担保するのかということについての計画のあり方が求められている。

そうすると、直線で行くのだけれどもその先にカーブが見えている、このカーブに向けて漸化曲線をどういうふうに描きながら、この計画の力学をどううまくシフトさせるのかということについて、やはりこの計画においてある種の知恵を出していくべきではないかという問題として設定する必要があると川上委員はそういうふうなことをおっしゃっていると解釈すると、ある程度議論が噛み合ってくるのではないかなというふうに私は思っています。

○川上委員

ありがとうございます。非常にいい質問といいますか提案をいただいたと思いますけれども。

私、ちょっと言葉が悪かったんですが、言葉だけがひとり歩きしているというようなことを言いましたけれども、実際にその原案を読みましても、それから、今までの河川管理者の水需要の管理ということについてのアクションを、アクションというか動きを見てても、どうも何かアドバレンスは上がっているけれども実態として全然進まない。

それで、この河川整備計画をつくるときにこそ、例えば川上ダム水利においても、まさにこの水需要の抑制や管理に踏み込むべきチャンスなんだということを、委員会としては今まで強く申し上げてきたわけですけど、それがまだ原案では見えてないんですね。

今岡田委員からご質問のあった、そういう具体的なアクションプランというふうなものはどのように、おつくりになるんですか、おつくりにならないんですか。例えば、整備内容シートのような形で、具体的にこういうふうにしようと思えますみたいな計画論的なものはお出しになるんですか、出さないんですか。これは、ちゃんとした計画に位置づけないとまた20年、30年に先になるんですけれども。

調査官、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河川調査官の井上でございます。原案に書きましたこと、これは河川管理者としては実行するというところで整備計画に位置づけたわけでございますので、その目標に向けて取り組んでいくということ、こういったソフトの面での行動計画ということも取り組んでいかないといけないと思います。

ただ、今我々その、そういう今岡田先生がおっしゃっていただいて、どういうふうな形でやるのか、自身今持っている状態ではないのは確かです。ですから、そういうようなものを検討しながらやっていくと。整備計画期間、例えば来年だったらもうすぐそうできているという状況になっているかどうかわかりませんが、ここで言われているようなものがきちっとサイクリックに動いて、みずからチェックできるような状況というものは今後つくっていく、そういった検討を進めていくことが必要だと考えております。

○川上委員

はい、では、時間もちょっと超過いたしましたので休憩に入りたいと思います。庶務、お願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい、それでは6時40分まで休憩に入りたいと思います。6時40分には着席をお願いいたします。

[午後 6時25分 休憩]

[午後 6時40分 再開]

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、会議を再開したいと思います。川上副委員長、よろしくお願いいたします。

○川上委員

はい、審議を再開させていただきます。

では、寶さんどうぞ、皮切りにお願いいたします。

○寶委員

寶です。先ほど内湖の話が出ましたですけれども、治水容量としてなのか、渇水対策容量としてなのか、ちょっとわからないまま私は過ごしているんですけれども、検討するようにとおっしゃったんですが、どういう意味で検討する必要があるのか。

○川上委員

河川管理者に検討、それは異常渇水対策容量として琵琶湖にためる一手法として内湖の復活を考えてくださいと、それは環境にとっても望ましいことだと、ダブルのメリットがあると。

○寶委員

寶です。その意味はあれですか。今もう干拓等で土地ができているところの土地を取り払って、1mなり2mなり水深を稼ぐと、そういう意味でしょうか。

○川上委員

いろいろな考え方があろうかと思いますが、かつて内湖であったところを復活するというふうな考え方になるのではないのでしょうか。

○寶委員

先ほど竹門委員はそういうつもりでおっしゃったんですか。内湖を復活させることに意味があるだろうという。

○竹門委員

私は、治水と申しあげましたよね。琵琶湖の水位管理に関して、渇水容量を加味した水位管理をすると、結果的に治水の危険度が高まるわけですね。浸水被害が起こりやすい可能性がある。そのときに、もともと内湖のあったエリアが初めから浸水するエリアであるという位置づけで、ふだんは土地利用をしていたとしても、冠水する場所として位置づけてはどうかということです。

○川上委員

いわゆる遊水池として竹門さんはお考えなのですね。

○竹門委員

遊水池として、というふうに考えたんですけども。

○川上委員

そうすると、琵琶湖と内湖との間には越流堤のようなものがあって、ある一定の水位まで琵琶湖が水位上昇すると、水が元内湖のエリアに入るよということですね。

○竹門委員

はい。ですから、琵琶湖との水の行き来が復活することになるわけですけども、それによる農地被害をどのように位置づけるかというのは議論の余地があるわけですけども。ですから、私は治水という言い方で申し上げたわけです。

○川上委員

宮本さんが内湖のお話をなさったのはどういう意味での。

○宮本委員長

あのときの議論は、異常渇水対策容量をどこで持つかという議論だったんですよ。そういう意味において、私は内湖ということもあり得るのではないかとということをおし上げたんですけども。

いずれにしても、琵琶湖の表面積がふえるということは、治水に対しても洪水に対しても、それから環境に対しても一応プラスなんですよ。住む方にとったら、土地利用としてはマイナスになるかもしれませんが。そういう意味で、その検討を、そういうことでされるということをおっしゃったのではないんですかね。先ほど津森所長の方から、前にもそういう検討をしたとおっしゃいましたよね。だから、もしそれがあれば、もう一度それをわかりやすく示してもらえばいいんじゃないでしょうか。

○川上委員

西野さん、何か一言。2つの考え方、治水と異常渇水対策と2つの考え方で今出ているんですけど。

○西野委員

私、今何を議論しているかわからないんですけど、これは丹生ダムのことを議論しているのではないのでしょうか。琵琶湖の水位の問題を議論するのであればぜひ議論して、内湖の復活についてもぜひ議論していただきたいと思うんですけども、今我々が議論すべきは、丹生ダムについてどのように委員会として意見を出すかということをおししているのではないのでしょうか。

そうしますと、いいですか、私がひっかかっているのは、A案とB案がありますと。今の異常渇水対策容量を琵琶湖に確保というのはB案です。B案で、もしその異常渇水対策容量を琵琶湖に確

保すると、その部分を内湖に確保するというのは考え方としてはあり得ると思います。そうしますと、B案の丹生ダムについては、姉川・高時川の洪水調節と琵琶湖周辺の洪水防御と下流淀川の洪水調節について検討をするということになるということですか。今、要するに何を議論しているのか全然わからないんですよ、私には。

○宮本委員長

まず、異常渇水対策の議論をしていたわけですよ。まず、異常渇水対策が昭和14年、15年ということを一応対象として必要なかどうかというのがまずありますよね。確かに必要だということになったら、今度はどういう手段でやるかということで、それが今のA案でありB案であるわけですね、琵琶湖でためるとダムでためると。ただし、その琵琶湖でためるとというのが、今の案では琵琶湖の水位を上げるというため方ですから、そのため方に、まあ言うたら内湖を活用するということもあり得るのではないかとというのが今の議論だと私は思っているんですけども。

○西野委員

内湖を活用するということは、この川上さんので言いますとスライドの10枚で、琵琶湖の水位上昇抑制効果ということで、この4,050万 $m^3$ を、6月15日以降の制限水位を-20cmから-13cmに上げるというので上げているわけですね。内湖で水位をそのまま維持すると、内湖をつかってそこで異常渇水対策容量をとるということは、-20cmのままにするということですか。

○宮本委員長

だから、それは全部が全部内湖でできることでしたらそうなりますし、もしも内湖でできる可能性がある程度限られているのであれば、この-13に上げることが緩和されるということもありますよね。

○西野委員

-13cmに上げるというのは、河川管理者の考えでは、水につかるヨシの面積がふえて、それで魚類の産卵可能な面積がふえると。だから、-13cmに上げることによって少しでも生態系に、生態系といっても在来魚の繁殖環境をよくするというために上げるわけですね。そういうふうに、今まで委員会というのはそれとは別個の論議で提言というか提案をしてきたわけです。それで、もし内湖を復元して、そこで異常渇水対策容量をとるということは、現行の水位操作規則のままでよいというふうに考えておられるのでしょうか。

○宮本委員長

要するに、内湖がどれだけカバーできるかわからないけれども、その可能性があるのであれば、内湖の復活ということも頭に入れて検討したらどうですかと。その結果として、今ここでは現況の

琵琶湖を前提にしていますから、「-20を-13に7cm上げます」と言っているわけですね。それが7cm、そこまで上げる必要はないかもしれない。そうすると、予備放流が少なくなるかもしれない。まあ言えば、B案のバリエーションとしてあり得るんじゃないかということですよ。

ただ、西野委員がおっしゃるのは、逆に言うたら、-13まで上げることが琵琶湖のヨシにとっていいことなんだということですよ。ですから、ここは今トレードオフで、-13まで上げると今度は治水的にやっぱりしんどいと。それやったら、ちょっとそこは-15とか16にしておいて、内湖もプラスしようかということもあり得るのかなということだと思っていますけど。

いずれにしても、きょう実は河田委員の提案で出てきているので、あんまりそこは頭の整理も検討もされてないんですよ。ただ、そういうことも確かにあるよなというのが、実は今の議論だと私は思っていますけど。

#### ○川上委員

河田委員、どうぞ。

#### ○河田委員

私、実はきのう川上委員の資料をいただいて、1期と2期の委員会でそれを議論してきたのかと。だから、そのところを、僕は防災の専門家だから、その選択肢がそれしかないのかという立場ですよ。ですから、申しわけないんだけど、これはやっぱり1期・2期で何をしておったんだということにつながっているんでね。それは、西野委員のおっしゃるように何の議論をしているかわからんというのは、むしろ僕はもうそんな決め打ちでダムの何とかというのを外せと。というのは、もう5ダムが何とかじゃなくて、それぞれのダムについてやっぱり議論しないと、そういう問題は解決しないんですよ。ですから、ダムは基本的にいかんと、それはだれでも言えるけれども、本当なのかという一歩踏み込んで考えたときに、やっぱりそれぞれのベストな解が我々の中で出てこないとおかしいでしょう。

だから、僕はそれまで内湖が30km<sup>2</sup>もあるなんて知らなかったからね。これは、だから湖面2mの上下で6,000万m<sup>3</sup>とすごい量ですよ。だから、ドイツでは今もう畑地を遊水池に戻している作業をやっているわけ。それも、もちろん国としていろいろな考え方はあると思うんですよ。だけど、十把一からげにやってしまったらだめなんで、そういうところもあるということを考えていただいたら、いろいろな選択肢を今急にやってしまわなくてもいいんじゃないのかと。それも小さいダムならいいけど、1億3,000万m<sup>3</sup>というのは天ヶ瀬の倍ぐらいあるんだからね。だから、それはやっぱり慎重にならざるを得ない。

あなたがおっしゃるように、環境にインパクトが起こるのは間違いない。だから、それを何とか



回避する。しかし、流域の住民だって水害も起こっているし、いろいろ問題があるんで、そのところを農業用水の問題もいろいろあるだろうと。ですから、岡田先生がおっしゃるように、やっぱりこれはそういう戦略をつくって、目標をつくって、しずしずとやっていかなければいけないと。不可侵で既得の慣行水利権をさわれないとかそういうことでやってしまったら、何か農家だけどんどん水を使っていると、そういうこともやっぱりおかしくなってくる。だから、それは一気には解決できないので、だけど何らかの意味で全部載せておかないと、漏れるところがあってはまずいじゃないですか。だから、それで僕はあなたのパワーポイントをきのうの夜に見て、やってないんじゃないのかと。僕がすぐ考えられるということは、そんなに難しいことじゃないんですよ。だから、それは考えてほしいというのが発端なんです。以上です。

### ○川上委員

大変ありがたい提案でございました。ありがとうございます。

いろいろな考え方があろうかと思えますけれども、どうでしょうか、皆さん。この渇水対策容量の確保というのは本当に必要なかどうかということ、ちょっとご議論願えればと思いますが、なおかつ、それを治水事業でやるということなんで、さっき津森さんから治水事業ですよという説明を受けましたけれども、もう一つ納得できてないんですよ。何で治水事業なのと、利水じゃないのというわだかまりがまだあるんですけれども。ちょっと議論に先立ってもう一度、なぜ治水事業なのかというのをちょっと詳しく説明していただけますか。

### ○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森でございます。

基本的に、渇水が生じるというのは、川の中に水がなくなるということ。川の中になくなる水を、いろいろな目的を勘案して、では川の中にどれくらいの流量を確保しなければいけないか、これが流水の正常な機能の維持と我々が言っているものでして、これは河川管理行為としてやっております。これは治水事業としてやっております。

その流水の正常な機能の維持と同様に、異常渇水対策と言っているものは、我々がきょう用意させていただきました資料、審議資料1-2を見ていただきたいと思います。こちらの3ページを見ていただきたいと思いますが、ちょっとこちらの方も言葉足らずの部分があるかもしれませんが、第2段落のところに「通常、ダム等の水資源開発施設は、10年に1回程度発生する渇水」と書いていまして、これは利水の話も書いていますけれども、基本的には10年に1回程度発生する渇水のときに、川の中にも水が流れている、また取水する人に影響を与えないという形で、利水の計画をしてもらうときにはしております。今ある利水の水をとっている量でありますとか、今下流の環境を

考えた上で必要な水を確保すると、これを流水の正常な機能の維持と言っていますが、それに必要な容量はこれまでも我々が治水事業で行っています。

ですから、今ここで言っている異常渇水対策というのは、例えば10年に1回程度発生するあるレベルの渇水があったときに、それをさらに超えたときの川に水を確保しようとする、そのための容量を確保しようと考えているわけですから、そのための事業は治水事業だというふうに我々の方では整理しております。

○川上委員

その流水の正常な機能の維持というのは、たしか7つぐらいありましたよね。塩水の遡上の防止とか舟運だとか、吉田さん、何か説明してくださいませか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。治水事業というと何となく洪水対策というイメージがあって、どうしてこの事業が洪水対策なのかということで疑問があるのではないかと思います、少し発言させていただきます。

ダムに係る事業としては治水事業と利水事業だと思ってください。ほかにもいろいろありますけど、事業としては。そうすると、利水事業というのは、要は特定の利水者がいて、その利水者のための事業です。それ以外に、よくこの委員会の場でも不特定というような話をさせていただきます。つまり、だれが使うかわからないけれどもみんなのための水というものです。今回の目的はそれになっているわけですから、そういう意味からすると利水事業ではないので、残りの治水事業にそういう性格のものも含まれているわけです。それで治水事業というふうに申し上げているので、決して洪水対策という意味で申し上げているわけではないということです。

○河田委員

ちょっとお尋ねしますけど、かつて野洲川が河口部で南流と北流に分かれていたやつを、新河道をつくりましたよね。あれは治水事業ですよ。そうすると、あれは渇水対策はどうなっているんですか、今野洲川については。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

琵琶湖河川事務所長の津森です。

まず、渇水対策とする前に、どれくらい川に流さなければいけないのかということの流量の設定が要りまして、それについてまだ、ちょうど今のところ調査検討している段階ですので、まず目標とする流量もまだ設定しておりません。そうなりますと、それに必要な対策というのもまだ未検討になっております。

○河田委員

ですから、姉川と高時川で完全にやっけてしまおうというのは、ちょっと難しい段階だと思うんですよね。ですから、ダムとのセットで、いわゆる治水・利水という議論をしていくにはやっぱりわからないこともいろいろあるので。ですから、野洲川の場合でも今説明のあったような状況になっているわけですよね。僕は、実は博士課程を終えて最初に野洲川の調査をずっとやったんです。そのときに、新川を開削するというので、底質調査とかいろいろな調査をやらせていただいたんですよね。ですから、やっぱりそういう基礎資料の集積があつてどうかということをやらなければいけないし。だけど、それがあつても、なおかつ工事が終わった後でも、やっぱりその影響をぐっと長期にわたって見つめていかなければいけないということは間違いないのでね。

ですから、やっぱりインパクトのあり過ぎるものをつくつてはいけないというのは、僕は基本だと思うんです。だから、それはやっぱりこういうものはゆっくり見ていくものであつて。ですから、いきなり1億3,000万 $m^3$ のダムがいいか悪いか、それで効果がどうかという議論よりも、今の機能を、例えば内湖も含めていろいろなものを少し大きくすることによってどれぐらい稼げるのかという、その議論をやつて、それでもやっぱりダムが必要であるというのだったら、もうちょっと規模を落とすとかね。何かいきなりダムありきというような議論になっているのではないかということで、ちょっと心配しているわけで。琵琶湖がダムぐらいの大きさであればいいのんだけど、あんなばかどかい水瓶があるのにもかかわらず、そこに何かできものみたいなダムをポンとつくつて、それでいいのかと、そういう違和感がやっぱりあるわけで。ですから、内湖の問題とか浅場の問題とかいろいろなことを少し多面的に議論した方がいいのではないのかと、それをこの流域水委員会ですらやってきたのかということをやつて疑問に思つたから、きょうのそういう発言になつたんですよね。

○川上委員

千代延委員、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。先ほどの河川管理者の説明は、それなりに理路整然とおやりになつたんですが、これは普通の川でなくて琵琶湖というどかいものなんです、これが普通の川ですと、ただ渇水になつたからダムでもつくつて埋め合わせをするという発想は起こらないと思うんですよね。これは琵琶湖という大きいということと、かつ利水というものがあるから、劇薬であるダムでもつくつて渇水対策をしようというところへ結びつけておると思うんですよ。ですから、事業の今の吉田所長のおっしゃつた、あつちかこつちしかないからそこに入るんだという、これが現実だと思うんですが、

考え方とすれば、これは利水がなかったら、わざわざこんな対策、ダムまでつくっての対策はあり得ないと思うんですよ。ですから、河川管理者の行政上の言葉のそういうことからすればそうかもしれないかもしれませんが、やっぱり利水との関係が非常に深いので、利水と絡めながら対策も考えていかなければならぬものだと私は思います。以上です。

○川上委員

中村委員、どうぞ。

○中村委員

おくれて来まして申しわけありません。1期・2期にこういう議論がなかったわけではないんですが、どういう経緯というか議論だったかという、この委員会の性格とか法律的な位置づけで、かつ河川整備事業というものの中で考えるときに、この丹生ダムなり一連のダムの整備計画というのは旧の河川法の法律の中であり、かつ琵琶湖総合開発との関連ででき上がってきていて、かつ河川管理者という河川整備事業の枠の中での議論なんですね。今その内湖の話にしても、あるいは大川の維持用水の話にしても、あるいはアクションプランとかいうようなことを含めて、枠組みとしては河川整備事業の話じゃなくて、河川流域管理という枠の範囲なんですね。

そうすると、河川法の法律の中で、この委員会が与えられている議論の枠組みを、ある意味ではみ出す議論になってくると、そこのところはどういうことになっているのか。要するに、流域の管理計画なのか、事業として河川整備の具体的な施設計画を知ることの是非を問うのかということで、結局は河川管理者側としては後者の位置づけになっているんですね。これから、仮に今の議論の枠で少し時間をかけながら、地域のあり方だとか流域全体のあり方、それに対する多様な考え方を織り込んでいくとすれば、少しこの委員会のあり方、あるいは河川管理者として法律の枠を多少超えて委員会としての役割というのを少し明確にしなければ、議論がなかなか前に進まないということがあるので、そこら辺は少し前提条件として、きちっと整理した方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○川上委員

宮本さん、どうぞ。

○宮本委員長

今の議論は、渇水対策容量がまず要るよと、例えば4,050万 $m^3$ をどこで確保しようかという議論、例えば地域でやるなら河川行政だけではなかなかできないよという議論ですね。それから、先ほどの治水か利水かというのは、それを確保するためにだれがお金を払うのかという議論ですよ。これは当然、私は重要な議論だと思うんですけども。

その前に、冒頭に川上さんがおっしゃったけれども、渇水対策容量が本当に要するというのが、まずみんなで共有しないと思うんですよ。そういうことからすると、先ほど千代延さんが紹介されました意見書の中で、結論のところこう書いてあるんですね。「『取水制限と維持流量カットを60年確率の異常渇水に見合ったレベルに条件設定すれば、シミュレーションの琵琶湖最低水位は利用低水位まで低下しない』ということに対して、河川管理者が何ら有効な反論を為し得ていない」、「私達は河川管理者がこの『異常渇水対策容量』の論拠を失ったことを強く主張します」ということが書いてあるんですよ、この質問というか意見書に。これに対して、まずきちっと河川管理者は、その論拠を失っているのかどうなのかというところをまず整理というか、やってほしいんですよ。それで、確かに4,050万 $m^3$ はこういう条件では要るねとなったときに、今度は内湖の活用なり琵琶湖をどうするのか、A案、B案、それから金をどうするかということになっていくと思うんですよ。そこを河川管理者は何ら有効な反論をしていないと書いてあるんですけども、有効な反論をこの場でお願いしたいと思うんですけども。

○川上委員

河川管理者、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。

きょう、資料をご用意しておりますけれども、審議資料1-2の方でございます。少し順番にご説明いたしますと、1ページでございますけれども。

○宮本委員長

ちょっといいですか。済みません、岡村所長。

この1ページから、渇水被害の過去の状況とかそんなことを今議論するのではなしに、この意見書で問題提起されておるわけでしょう。こうこうこういうふうにやったら、利用低水位-1 m50下がらないということを出されているわけだから、それは要するに河川管理者としてはできないのかどうなのかということを、端的に答えていただきたいと思うんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

資料の4ページで、以前にご説明しておりますけれども、既往最大渇水のときの試算結果をご説明しております。細かいいろいろな条件がありますがけれども、基本的には既往最大渇水が現況の水利用の状況で起こったとしましても、まず取水制限だけで対応しますと-1.78mまで低下するという計算結果になっておりますし、それにあわせまして節水ということで、10%の節水を仮に実現できたと考えても1 m69cmに低下するというので、さらに維持流量についても、本来維持流量とい

いますのは削減するという性質のものではありませんけれども、取水制限と同率の削減を行ったという条件に持っていきましても、1 m55まで低下するというようになっております。

この状況をもちまして、まとめの方を8ページから9ページに少し書いております。まず1点目は、8ページの後段の（2）というところに必要性と書いておりますけれども、琵琶湖が利用低水位1.5mを下回りますと非常に厳しい状況になるということになっておりまして、取水については人道上最小限の取水、あるいは維持流量につきましては生態系維持に必要な最小限の供給ということが想定されております。こういう状態になりますと、もちろん琵琶湖には水はたまっておりますけれども、非常に大きな下流部への影響があるということで、特に淀川水系のように非常に大きな水利用をされているところは、その渇水被害を最小限に抑えるためには、やはり利用低水位を下回らないことが非常に重要だというふうに考えております。

なおかつ、琵琶湖の場合には過去最低の水位は-1 m23と記録になっておりますけれども、このとき既に湖面積が1%ぐらい干陸化したということで、非常に大きな影響があるということを考えますと、1 m50以前でも琵琶湖の環境にとっては非常に大きな影響があるというふうに考えられます。

なおかつ、ここでの試算の条件ですけれども、かなり厳しい条件でこういう計算になっておりまして、実際には今言いました10%の節水の効果というあたりも、これからやっていく取り組みの中での話でございますけれども、その実際の効果があるかどうかあたりも非常に大きな前提条件としての計算になっております。あるいは維持流量につきましても、通常淀川の維持流量につきましても、この計算ではいわゆる70m<sup>3</sup>/s、旧淀川60m<sup>3</sup>/s プラス神崎川10m<sup>3</sup>/s という想定をしておりますけれども、通常淀川大堰のいろいろな環境のことも考えまして、通常は琵琶湖水位が-50cm程度までは85m<sup>3</sup>/s ぐらい放流しているということが現状でありますので、それから見ましても非常に厳しい条件でもこういうことになっているということで我々は考えております。

なおかつ、9ページ上に書いてありますけれども、特に近年琵琶湖の小雨化傾向ということを考えますと、いわゆる異常気象を考えると、今一応既往最大渇水ということを条件に検討しておりますけれども、それが起こってから既に、これは昭和14年ですので既に70年ほど前のことでございますけれども、今の状況でこういう渇水が起これば、さらに大きな渇水も起こり得るということも十分想定する必要があるというようなことを考えております。

このあたりを考え合わせますと、先ほど申し上げました琵琶湖の水位低下を抑制するという、非常に大きな需要がある中で取水制限をさらに強化する、あるいは取水制限の早期化を行う、あるいは維持流量の削減という方法ももちろんあるわけでございますけれども、これも以前ご報告してお

りますけれども、取水制限をさらに強化いたしますと、実際には既にその段階で断水が起こることも考えられます。あるいは、取水制限の早期化するということはもちろん考えられますけれども、この場合にはかなり早い時期からの取水制限になりますので、取水制限の頻度の増加あるいは期間の大幅な増加ということで、必ずしも利水者あるいは一般市民がそれについて合意を得られるかどうかあたりが非常に難しいというふうに考えております。あるいは、維持流量の削減についても、この計算の中では取水制限と同率の削減を行っておりますけれども、本来の維持流量につきましては河川環境の保全上必要な流量と設定しておりますので、こういう制限というのは最小限とすべきと考えておまして、ここではその最小限のところと同率の制限までは実際のバランス上の限度かなというふうに考えております。

こういう状況の中で、琵琶湖の異常渇水対策ということを考えますと、やはり異常渇水対策の容量を何らかの形で確保する必要があるというふうに考えております。

#### ○川上委員

今のお答えでは、ちょっとこの一般からの意見書に対してちゃんとした答えになってないというふうに思うんです。一般的な説明にとどまっておりますですね。

2つの方法をここでは提案してらっしゃると思うんですけど、その1つは渇水調整の早期実施ということで-60cm、-80cmですかね、その数値に基づいたシミュレーションを河川管理者に依頼をして確認したところ、-1.5m以内でおさまるといふシミュレーションが出てきて、これに対して、できるじゃないかという意見に対して河川管理者が何ら反論をしていないということについて、具体的に河川管理者はどのように考えているのか、どう反論するのかということをも端的に伺いたいわけですが、今のお答えではちょっと、現状の渇水対策の一般論はお伺いしたものの、この意見書に対する答えにはなっていないというふうに思いますけれども。

#### ○千代延委員

答えを言うの、どっちなの。

#### ○川上委員

答えていただきたいです。今、宮本委員長の方からちゃんと明確に答えてくれということですから、ここではっきりさせてください。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。

取水制限の早期化についてなんですけれども、先ほど申し上げましたけれども、早期化によって1 m50に対応するためには、-60cmから取水制限を開始する必要があるということで前回ご説明し

ております。現在-90cmから取水制限をした場合に比べまして、-60から行った場合には取水制限の回数が倍近くふえてくるということで、それも前回ご説明しております。

前半の議論の中にもありましたけれども、通常ダム等につきましては、半分くらいまで水位が下がった、貯水位が減ったときに取水制限を実施するというのが一般的でやっておりますけれども、仮に-60cmからするという事は、貯水量でいいますと25%くらい下がった段階といいますか、まだそれほど貯水量が下がってない段階から取水制限を行うということになりますので、通常の水利用からするとかなりの大きな制約になるというふうに考えられます。そのあたりは、取水制限につきましては基本的に利水者も含めた協議の中で決まっていくということですが、これは非常に合意形成が難しいというふうに判断しております。

#### ○川上委員

きょうの審議資料1-2の1ページの淀川水系の渇水被害の実績の、平成6年の厳しい-1.23mの渇水のときの取水制限は「上水最大20%・工水最大20% (42日間)」という、これだけの厳しい取水制限を行ったけれども、「時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖。」、これくらいではそんな大きな被害が出ているとは言えないんじゃないですか。我慢できる範囲なんじゃないでしょうか、これは。

#### ○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村)

平成6年のときは-94cmから取水制限を実施したというのが、実際やっておるんですけども、このときの最大20%の制限というのが今まで淀川で経験している一番大きな制限ということになっております。この状況の中で、各利水者の方は減圧給水等で対応したという記録になっておりまして、これ以上の取水制限をしますと一部地域では断水が生じるということが各利水者の方からはお聞きしている内容でございます。

#### ○川上委員

これは、上水最大10%・工水最大10%にすればどうなるんですか。

#### ○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村)

10%ですか。

#### ○川上委員

はい。ここでは20%実施されたそうですけれども、もっと緩くしたらどうなりますか。

#### ○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村)

10%はもう少しこれより緩い段階で、このときも10%、94cmから行いまして、1 m 5 cmでしたか15%、それからさらに20%と順次上げていったことをやっております、当然10%段階ではもう少



し緩い制限になりますので、各利水者で大分違いはありますけれども、いろいろなバルブの調整とか水道局側の調整の中で対応していると。

○川上委員

だから、これはやればできるんじゃないですか。私は、この資料からはそのように読み取れますけれども。

いずれにしても、この意見を出された方は質問として出していらっしゃると思いますので、河川管理者としては、これに対してちゃんとお答えしていただくというふうに理解してもよろしいですよ。今度の12月27日を期限として、ちゃんとしたお答えを出していただくと。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

ご質問としていただければご回答させていただきます。はい、回答させていただきます。

○川上委員

ということで、きょうはちょっと審議の時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。宮本委員長、先ほどちゃんと答えなさいというお話でしたが。

○宮本委員長

河川管理者がきちっと有効な反論をされるということですので、それはそういうことですよ。

ただ、だけど、これはずっと、もう何回もこの議論があってやってきている質問だし、ここまで一般住民の方が自分で勉強されて分析されて、いろいろなところをヒアリングされて出てきた意見書ですからね。これはもう本当に尊重してほしいんですよ。それに対してきちっと答えるということとは、それはぜひお願いしますよ。このことが、どこでためるにしろ、渇水対策容量を4,000万 $m^3$ 持つということのまさに一番の根拠になるわけでしょう。そんな一般論だけで、精神論だけの話ではないんですから、ここまで具体的な数字で出ているんですから、ぜひそれは、きょう答えられないのなら、きちっと回答をお願いしたいというふうに思います。これは避けて通れませんよ。

○川上委員

河川部長、お願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

ご指摘のとおりだと思います。ちょっと私も全部の問い答えがチェックできてなかったの見落としであったかもしれませんが、この問いに対して、そういう条件で計算したら-1.4m程度になるということだけをお返ししていたのであれば、これは大変失礼な返し方になっていて。要は、我々は-1.4でおさまらないと言っているのは、こういうケースは利水者の理解が得られないとか、社会的な影響が大きいからとれないケースだと判断していると、それでも計算したらこうなってい

るということをちゃんと述べた上で、計算結果としては間違いありませんというお答えをすべきところを、ちょっといいかげんな答え方になっているんだと思います。今その説明がうまくできてないようですので、これはきちっとお答えを返させていただきます。

○宮本委員長

念のために維持流量のカットも言われているわけですよ、それも含めてお願いしますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

もちろん、それも含めて。はい。

○川上委員

では、異常渇水対策容量の確保というのが必要かどうかということについては、河川管理者の対応を待って、今度1月29日に大戸川ダム・川上ダム・丹生ダムを含めた総合的な審議をやりますので、そのときにまた議論をしたいと思います。皆さん、それでよろしいですか。

では、先ほど水野委員が高時川の瀬切れにつきましてご意見を言っていただきましたが、私がちょっと後にしてくれと遮りましたので、もう一度その高時川の瀬切れについて水野さんのご意見を承って、議論してまいりたいと思います。

○水野委員

魚類の水野です。先ほどいろいろな先生からご指摘があったように、琵琶湖周辺の河川は瀬切れというものは結構自然現象として起こるものであって、実を言うと、これによって魚類が死滅するというような発想よりも、むしろその瀬切れなどそういう自然環境にも対応した進化を超えてきた生き物たちが残っているというのが琵琶湖の実際のところだと思います。まさにビワマスとアユが取り上げられるのは、漁業対象魚種で非常に高価な取引、特にアユなどはされるので、注目されがちですけれども、魚類としては、実を言うと現在では周辺の小さい水路を使って瀬切れのときには生き残っているというのが現状です。ここの資料だけになると、でっかい川だけが流れていて周りに川はないように見えてしまいますけれども、実を言うと高時川の水を使って琵琶湖まで張り巡らされた農業用水路というものがあまして、そこはここに取水し過ぎじゃないかというふうに書いてあるかもしれませんが、そこに水が蓄えられていて魚たちが残っているという現状がありますので、私が先ほど言ったのは、瀬切れ対策というなら周りの農地利用と一緒にあわせて、一緒にコントロールして、川の正常流量というのはそこも踏まえた上で考えていくべきじゃないのかというのが私の言った言葉です。

○川上委員

ありがとうございました。

しかしながら、人為的な原因によりまして瀬切れが起こっているというおそれがある高時川に関しては、やっぱりその原因を検証しなければいけないのではないかと思うんですよね。1つは、先ほど私が冒頭にお話ししましたように、高時川頭首工の農業用水、許可水量が多過ぎるのではないかという問題が1つあると思うんです。もう1つは、これは視察のときに河川管理者に少しお話ししたことですけれども、流域に大規模なガラス工場がありまして、そこが工場用水を伏流水でとっていると、どれぐらいとっているか、これは確かめる必要があるのではないかというふうにもその場でも申し上げたんですけれども、その後調査されたのかされてないのか報告は受けてないんですけれども、そういう原因も考えられるわけなんですよね。

ですから、自然現象として瀬切れが起こりやすいという地質的な問題とか降雨量の問題とか、そういうものはある意味やむを得ないし、生物はそういう環境に適応して今まで生き残ってきているということは言えるのかもしれませんが、人為的な問題があるならば、やっぱりそれを究明して改善しないと、これは解消できないわけですよ。

#### ○水野委員

その点について、済みません。先ほどおっしゃっていただいたように、やはり川の方で水があれば産卵しやすいとかそういう状況もありますので、その点については異論のないところであって、私としてはそこら辺を、これは河川管理者という名前で行っているんでしたら、ぜひ周りの、人為的な利用を含めて協議してできるような計画を立てることこそ、まさに瀬切れ対策ではないのかなというのが私の意見です。

#### ○川上委員

千代延さん、どうぞ。

#### ○千代延委員

川上さんがおっしゃいましたけど、これは人為的なものがあるのではないかという。非常に私もそう思っておるんです。これは最高約11m<sup>3</sup>/sの水利権が働いております。私もことし委員会が休止になっておるときに、物好きにもこの基準、高時川頭首工への水利権を与えるときの一番もとのデータの基準点、川上さんがここに書いていらっしゃいますけど、「基準点、基準渇水年、基準渇水流量、維持流量、正常流量といった、水利権を与えるときの最も基礎になるものを教えていただきたい」と。これは前から、さっきも話に出ていましたけど、二次まで6年間委員をなさっていました荻野先生もたずねたことがあるとお聞きしたんですけど。私も余りにもこの瀬切れという問題はどうも、半分か3割かわかりませんが人為的なものと思っておるんです。そこでそれをお尋ねしたら、当時はなかったのかわからなかったのか、その性格は抜きにして、いまだに聞いており

ません。ですから、こういうときにやっぱりはっきりさせたいと思うんです。

しかも、これは1億5,000万 $m^3$ のダムを最初計画されておったわけですけども、そういうダムを設計するには、やっぱり最も基本的なデータだと思うんですけども、これがなぜ教えていただけないか。この場で妥当でないかもしれませんが、河川管理者の方は回答を、なかったのかわからないのか教えたくないのか、何かはっきり教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

淀川水系総合調査事務所の岡村でございます。今までどういう形で出ていたか、なぜ出なかったかをご説明することについては、私は頭に入っていないんですけども。今、スライド11の川上委員からのご質問の件なんですけれども、3つご質問が入っておりますけれども、1つ目でございますけれども、「 $11m^3/s$ もの水利権を許可したのは不適切」というご意見なんですけれども、もともと湖北平野というところは昔から穀倉地帯ということで水利用されているところでございまして、その中で高時川は非常に大きな水源として昔から利用されております。

確かに高時川頭首工の許可になっているのは昭和51年から許可になっておりますけれども、それ以前から、昔から慣行水利権として水利用はされておりました、その量を許可水利に当たって踏襲されているというのが現状になっておりました、 $11m^3/s$ もの許可をしたのは、そのもともとの慣行水利の状況を許可になっているということでございます。

それで、②番目は「約10年間の平均渇水流量を基準渇水流量としたのは適切であったのかどうか」という件を書かれております。この「10年間の平均渇水流量を基準渇水流量とした」というあたりが、少し内容が私自身わからないんですけども。3つ目の話につながりますけれども、高時川の利水の基準点につきましては、丹生ダムの当初の計画で決まっている内容では、高時川の利水の基準点につきましては、高時川頭首工の下流側でございます。それで、基準の渇水年につきましては、丹生ダムの中で20年間で、不特定の計算をしておりますけれども、この中では昭和28年になっております。

それで、2番目と関係しますけれども、基準渇水流量というあたりは、この丹生ダムの計画の中では、特に計画の中では基準渇水流量の定めはしておりません。基準流量というあたり、少し用語が、一般的に用語がありませんので、ちょっとこれはどういうことをされているかわからないのですけれども、あと正常流量につきましてはこの場合は、先ほど申しました高時川頭首工の下流地点で、当時は、当初の計画では維持流量として $1.8m^3/s$ という量を維持流量ということで不特定の計算を行っております。それが計画の内容の中身になっております。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。今ちょっと聞き漏らしましたが、最後におっしゃった正常流量 $1.8\text{m}^3/\text{s}$ は高時川頭首工、これも見学に行ったときに現地の方にご説明いただいたと思うんですが、丹生ダムができて、できた後に高時川頭首工直下のところで1.8になるようにと記憶しておるんですが、そうではなくて、これはダム設計のときにとのことですか。今の1.8というのはどの時点とのことですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

設計といたしますか、丹生ダムの不特定の過去の考え方としまして、高時川頭首工の下流側で維持流量 $1.8\text{m}^3/\text{s}$ 確保できるような不特定補給するという計画になっております。

○千代延委員

放流をすると。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

はい。

○千代延委員

それはダムができた後に放流をするという意味でございますね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

丹生ダムの当初の計画といたしますか。

○千代延委員

当初の計画ですけど、完成した後にそのようにするという事なんでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

はい。

○千代延委員

それまでに、設計する前に、今の維持流量とかそういうものはどうなっておったのでしょうか。ここまでが維持流量、ここがこういうふうにあって、ここの足りない部分をダムで補うような、ああいう図面を見せていただいたでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

維持流量といたしますのは、丹生ダムの計画で維持流量を設定している数字が $1.8\text{m}^3/\text{s}$ ということでございますけれども。

今言われているのは、もともとの高時川頭首工の流況はどうかということをご質問でしょうか。

○千代延委員

一番最初に水利権を与えられるときに、どの数値を根拠に与えられたのですかというのが1つですね。それが大半なんですけれども、ましてやそれがはっきりしないのなら、丹生ダム設計もどのようにしてされたのか、それも理解に苦しむということをつけ足したから余計わかりにくかったかもしれませんけれども。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村)

高時川の頭首工地点の丹生ダムができる前、現状の状況ですけれども、これにつきましては、先ほど一番最初に申しあげましたけれども、もともとここは昔から慣行水利権がたくさん張りついている川でございまして、高時川頭首工ができた時点以前からの水利の状況を今の頭首工ですべて続けておりますけれども、基本的にその状況の中でいわゆる10分の1の濁水流量というのはゼロです。もともと瀬切れが起こっている状況ですので。

○千代延委員

慣行水利権があるのを許可水利権に置きかえるときは、今のような基礎になるデータ、そういうものにこだわらずに、言い値といいますか、申請のあったものがその許可になるというふうを考えてよろしいんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村)

許可になるといいますか、ここの高時川につきましてはもともとのそういう水利用状況で河川が瀬切れしている状況というのがもともとの状況だというふうなことです。

○千代延委員

時間とりますから、ちょっとわかり切りませんが、どうぞ先にいってください。

○川上委員

河地委員どうぞ。

○河地委員

河地でございまして。今の高時川からの取水量の話が今あって話題になりましたけど、確かに慣行水利権というのは昔からありまして、そこに水利権がたくさん張りついていることは、昔から水争いが絶えなかったという裏返しであるわけです。ですから、一つの権利体系として河川法は許可したものと見なすという対応をこれまでとってきたわけですね。

それはそれとして、現実には高時川では4月11日から、細かく言いますと30日の間は $10.189\text{m}^3/\text{s}$ ですか、5月1日から5月15日の間が $11.276\text{m}^3/\text{s}$ という許可水利権が与えられておるわけです。

ところが、最近の近くの間の実績取水量、これは頭首工は管理日報をきちっとつけていますから把握できるんですが、それによりますと平均取水量は $4.6\text{m}^3/\text{s}$ です。3分の1とまではいきませんが、そういう実績としてしか農業は水を使っていないわけですね。それで、今河川管理者の方から説明がありましたように、許可水利権が与えられた時点で既に瀬切れが起こってきたという状況がある中で、先ほど川上委員が言いましたように、農業水利が瀬切れの人工的なあれで要因になっているという考え方は少し当たらないのではないかなという思いがします。

それと、先ほど河田先生がおっしゃった中で、言葉じりをとらえて大変恐縮なんですけど、「農業用水はただで水を使っておる」というような一言がありましたが、ちょっとあれは誤解を招く話でして、通常の橋とか、まさに今やられようとしています河川管理や河川工事は、これは丸ごと公共事業でやられますね。ご承知の人がほとんどおられると思いますけれども、水をつくるにしても農業用水というのは応分の農業者負担があるわけですね。それで、水が利用できるようになって、あと水利しておる形で応分の負担をしておるわけです。それで農業生産をやっておるわけですけど。そこでの頭首工の話ですが、一たん頭首工から水を取り入れますと、蒸発散で飛ぶ水以外はほとんど地下水をリチャージしている、あるいは河川に出るわけです。リチャージした水を下流でだれが使っているか。工業者が対価なくただで使っておるんですね。そういう現実が一般にあるわけですね。

だから、単に川だけに視点を置くのではなくて、先ほどいみじくもおっしゃいましたけれども、流域環境の視点から、やっぱり農業というのは面的な広がりを持った自然を相手にした生業であるわけですから、その中で水利用をしているわけですから、そういう視点からとらえていただかないと、ちょっと変な方向に議論がいつてしまう可能性があるという危惧を私は持っております。

それと、水野委員がおっしゃったように、高時川から水をとって下流の農地に水を配っておるわけですが、確かに魚がその辺に住んでいることは、実は私の研究室でも魚を放して、ちょうどあの現場でやっております、現実におっしゃったとおりのことが起こっております。それで、ご承知の方はたくさんおられると思いますが、琵琶湖周辺では、ゆりかご水田プロジェクトというのを最近やり出しています、水田の排水路から水田に魚を上げて、そこを産卵場として魚に提供すると。それで生まれた稚魚は再び排水路を経て琵琶湖に戻るといようなことを再現しようという試みが活発に行われているわけです。現実には姉川の下流でも実際にやっています、その辺も私もちょっとかかわっておるんですが。

そういう事情がありますので、余り川だけに目を向けて、すべてそれを使っている農業者はけしからんという論議は、ちょっと曲がった方向に議論を持っていく可能性がありますので、一言意見

を述べさせていただきました。以上でございます。

○川上委員

はい、ありがとうございました。

○千代延委員

ちょっと一言。

○川上委員

はい、千代延委員。

○千代延委員

千代延です。「農業者が使っておるからけしからん」ということを私は決して申し上げておるのではありません。水利権を与えるときに、これはよくわからないからお聞きしたんですけれども、そういう根拠になるデータが、私ははっきり聞いておりませんけれども、河川管理者が与え過ぎたのではありませんかということをお聞きしたんです。農業者がそれに従って、 $11\text{m}^3/\text{s}$ もあるわけですから、それをしかも今 $4.6\text{m}^3/\text{s}$ しか使っていらないわけですから、その農業者の現状を批判しておるわけでは全然ございませんので、その点誤解ないようにお願いいたします。

○川上委員

はい、河田委員どうぞ。

○河田委員

「農業者がただで使っている」とはちょっと言い過ぎたんですが、それはフィリピンでも農業者はお金を払っていますので、まして日本でただで使っているとは言っていないんですけど。ただ、先生が今おっしゃったように、 $11\text{m}^3/\text{s}$ 余りが許可されていて $4.6\text{m}^3/\text{s}$ しか使っていないという現状を、やっぱり今の水の受給関係のところに反映していないじゃないかと。昔のままなっているという、そのところをやっぱりこれからの計画のところに反映しないと、非常にリジッドな考え方でできていますので、そのところをやっぱり僕は少し考える必要があるんじゃないかなという、そういうことなんです。

○河地委員

農業用水というのはやっぱり自然を相手にしたものでありますから、例えば $11\text{m}^3/\text{s}$ 今許可されていると、それで実際は $4.6\text{m}^3/\text{s}$ やと。 $5\text{m}^3/\text{s}$ で切れと、 $5\text{m}^3/\text{s}$ までで抑えよというようなことが果たしていいかどうかね。やっぱり自然相手ですから、ますます地球の温暖化で異常気象も反映している中、やはり一定のアローワンスがないと絶対にぐあい悪いわけですね。今平均 $4.6\text{m}^3/\text{s}$ ですけど、マイナスもちろんあるんですが、足らん場合は上乘せが必要ですから、プラ



ス側のアローワンスがやっぱりないと絶対に農業は成り立っていかないと思いますので。今アローワンスとしてその残りをとらえるならば、それが多いか少ないかという論議をやっぱりしなければいけないという思いも私はあります。以上でございます。

○川上委員

この高時川の瀬切れ対策として、河川管理者は原案では、琵琶湖からの逆水で補給するという案を出していらっしゃるわけです。このことについては皆さんどのようにお考えになるでしょうか。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 岡村）

今の $11\text{m}^3/\text{s}$ と $4.6\text{m}^3/\text{s}$ という数字があったんですけども、 $11\text{m}^3/\text{s}$ は最大の取水量の許容量ですので、 $11\text{m}^3/\text{s}$ をずっと取り続けるという許可じゃありませんので、ちょっとその辺で、 $4.6\text{m}^3/\text{s}$ と、平均の値とは違いますので、誤解ないようにお願いいたします。

○川上委員

それは私もわかっております。ただ、その根拠が定かじゃなかったのでお尋ねしているようなわけなんです。先ほど千代延さんがおっしゃったように、従来計画におけるダムの利水を計画するときに、基準点とか基準渇水面とか、こういう基本的なことを当然わかっているだろうと思っているのに、何ぼ請求しても今までお答えしていただけなかったということで、非常に疑問に思っていたわけです。

このことはダムの計画だけではなくて、高時川頭首工の取水量というか下流の瀬切れを考えると、きょう私が資料の中で掲げましたこの写真を見ても、もう全量取水の状態、魚道にすら水が流れていないような状況ですからね。だれが見てもこれでいいのかなと思うのが自然じゃないでしょうか。

中村さんどうぞ。

○中村委員

この湖北の瀬切れの話も高時川の話も歴史的な経緯があつて、湖北の農業が置かれてきた非常に厳しい状況をどう克服してくるかという長い葛藤の中からでき上がってきているわけです。それで、先ほどの瀬切れを逆水でという話も、飯浦から余呉湖に上げて、余呉湖から余呉川を經由して高時に水を流しているわけですね。その水量と高時川の水量を合わせて湖北の国営・県営農業水利事業が出来上がっている。渇水ときには水争い、大雨のときの洪水は山本山に阻まれてなかなか引かない。非常に大規模な水利事業をやつてそういうことを克服し、それによってあそこの地域は曲がりなりにも一定の発展を遂げられている。

そうすると、先ほどの話に戻るんですけども、これはダムをつくるかつくらないかという話だけではなくて、その湖北という非常に重要な地域の持続的な発展のあり方というのはどういうあり方なのかと。それにどういう歴史的な経緯があって、河川管理者は、この丹生ダムを建設する計画のときにどういう地域と約束をして、その約束を、河川管理者はその重みを背負いながらこの河川整備事業を検討してきているという経緯があるわけですね。そこら辺のジレンマというんですか、呪縛をどういうふうに解いていくことができるかということがなければ、今の話も、農業水利の話もそうですし、地域の発展の話もそうですし、それから水量・水位・渇水・洪水の話をつータルでどういう解が見えるかというところへ到達しないんですよ。

今、この委員会の議論も河川管理者の回答なり質疑なりも、非常に狭い範囲で議論がされているがゆえに、思いもよらない、こんな方法があったのかというところがなかなか出てこない。それで、ここをどうするかというのが、実は流域委員会では、新河川法における委員会というあり方がこれでいいのかということも含めて課題になっているということは、我々は少なくとも多少認識した上で議論を進めていった方がいいのではないかと。これは多分、今後何年かの間に河川整備事業ということから流域管理という方向に向いていかないといけないと。農業も入ってこないといけない、都市も入ってこないといけない、それから地域の持続的な発展に対して流域全体がある程度コミットしていくという制度なりを担保していかないといけないわけですね。そうしないとこれは解が見えない。非常に緻密に組み立てて何cmだ、何tだというやり方をやって、どこかでこれが回答ですねと、皆さん合意できますねというものは、なかなか出てこないだろうということは頭に置いて審議していった方がいいんじゃないかというふうに思います。

## ○川上委員

中村委員に何か最後のまとめをやっていただいたような感じでまことにありがとうございました。きょうは私の非常につたない発表と審議の進行で申しわけございませんでした。大事な検討項目が1つ抜けておまして、「高時川の治水いかにあるべきか」ということは次回の宿題にしたいと思います。ではまだまだ議論は尽くせておりませんが、一応きょうの丹生ダムについての審議を閉じさせていただきたいと思います。委員長にマイクを返します。

## 5. その他

### 1) 今後の委員会スケジュール

## ○宮本委員長

ありがとうございました。かなりいろんな実質的な委員同士の意見交換ができたというふうに思っています。

それでは、一応丹生ダムについてはきょうの議論はこれまでにいたしまして、次の議題、今後の委員会の開催予定につきまして私の方からご説明したいと思います。お手元の資料の「審議資料-2」をごらんください。12月4日に運営会議を開催させていただきまして、一応今後の委員会開催の開催予定日を決めさせてもらいました。きょうは皆様方にそれをお諮りしたいと思います。まず12月ですけれども、11日の本日ということになってございます。それから、丹生ダムに関するきょうの議論といいますか資料も含めて、これに対するご質問等がありましたら、12月18日までに庶務の方に出していただきたいと思います。それが1点でございます。

12月27日に川上ダムについての集中審議を行うと考えております。それで、川上ダムのこの27日の集中審議に関するご質問等がございましたら、それは年明けの1月11日までに庶務の方に出してもらいたいと考えております。

それから1月に入りまして、第70回を1月9日というふうに一応予定しております。それから、1月はあと29日ということで、2月、3月につきましても、一応月に2回という基本的な考え方で進めていきたいと思っております。それで、12月27日に川上ダムを行いまして、1月9日は大戸川ダムについてのこの前の継続審議、もし時間がありましたらきょうの丹生の議論も行えればというふうに思っております。それで、1月29日ですけれども、このときに大戸、天ヶ瀬ダム、川上ダム、丹生ダムについて、ダムについての総括的な審議を行いたいというふうに思っております。総括的な審議、どこまでいけるかわかりませんが、できましたらこの個別のダムについての一定の考え方を委員会としてまとめていきたい、できればそういうふうにしていきたいと思っております。

その後、一応2月に2回、3月に2回予定しております。これは1月29日のダムの総括議論も含めた上で、あと例えば治水の基本的な考え方、あるいは環境問題についての考え方、今中村委員からおっしゃいましたその辺の、どちらかというところのダムの話になっているとどうしてもちょっと個別の議論になるんですけれども、もう少し総括的な整備計画全体の議論ということも行っていきたいというふうに思っております。

一応こういうふうな格好で開催予定ということにしております。もし早くそれなりの委員会としての考え方がまとまれば、別にそれはそれでやればよいと思うんですけれども、一応予定とすればそういうことで設定しておきたいと思っております。

それで、この前各委員に私からメールでお願いしたんですけれども、かなりいろんな質問も出していますけれども、できるだけ質問についてはもう出し切りたいと。当然これから議論の中ではあるんですけれども、一応基本的なところについては出し切りたいと思っております。それで、12月27日に次に69回委員会があるんですけれども、今までに質問は出ているんですけども、河川管理者

がまだお答えになっていないあるいは説明されていない質問が残っております。これについてはもう年明け、年越しするんじゃないしに、遅くとも12月27日までに全部回答は出し切っていただきたいというふうに思います。それが条件で1月早々の9日の委員会というのは設定しておりますので、全部が年内に回答いただけるという前提で1月からの委員会の審議に入っていきたいと思っていますので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと思っています。

一応予定につきましてはそういうことでございます。この開催の考え方、進め方について皆さん方にお諮りしたいと思いますけれども、何かご意見はございますでしょうか。

#### ○寶委員

当初、12月に意見書をまとめるということで発足した委員会ですが、それが不可能になってきたわけですが、3月末を一応目標にするのでしょうか。ある程度そういう目標設定をしないといつまでたってもずるずるいくというのが一つあると思います。

#### ○宮本委員長

私は決して3月末だとかいつだとかいうようなことは思っておりません。というのは、河川管理者サイドの我々の疑問、説明に対するものが非常にわかりやすく、「こうでしょう」ということを出してもらったら、そんな時間かからないんですよ。あとは皆でそれをもとに議論して意見書出せばいいんですから、私はそんなに時間はかからないと思っています。私は一重に河川管理者の回答なり説明がどのようなものがこの年内にいただけるのかということだと思っています。

現に今まで、例えば事業費関係のこと、費用効果分析についてまるっきり出ていないでしょう。事業費関係が出ていなくて、あるいはどこがだれがどう負担するかということが出ていなくて、非常に大きな問題ですよ。それがまだ出ていないのに、今、例えばいつになったら意見が出るかと。それは私はお答えできない。

ですから、この27日までには、今まで宿題になっている事業費関係のことも全部河川管理者にわかりやすく出してもらおう。それが前提で、それができたら、私は年が明けてかなり円滑に議論は進むし早期に意見が出せるとしています。

#### ○寶委員

寶です。きょうも資料の中に各市町村長さん達の意見書が出てきたわけですね。前回は首長さんとの会議等の資料が出てきておりました。この委員会ではその辺について一回も議論していないんですね。地元の方々がどういう思いでこのダムに20年、30年かかってこられたかということについてはまだ一回も審議しておりませんし、それで1月9日に大戸川がありますし、その後丹生ダムについての第2ラウンドがあるわけですね。そのときには、やはりそういうふうなことも議論する必

要があるのではないかと思います。

それと、第2期までの委員の委員会では、そういう地元の声をどういうふうに、住民の声ですから、意見書に反映してこられたのか、克服してこられたのかということについてお聞きしたいと思うんですけども。

#### ○宮本委員長

それは当然そうだと思いますね。この流域委員会は流域委員会だけで議論するのではなく、いろんな、今までの委員会でも市町村からの意見も聞いたし、あるいは住民からも意見を聞いて、それを踏まえて委員会は議論してきたわけです。そういう意味においては、私はそういうふうなステップといたしますか手続といたしますか、そういうことは当然必要だと思っています。

ただ、それをするにしても、もう何遍も言いますが、河川管理者から出された原案に対する理解がまだ十分できていないんですよ。今まだ十分説明を私は受けていないと思っていますから。要するにあれだけまだ質問が、積み残しがあるわけです。その状態をちゃんとやらないことには、市町村からの意見を聞くあるいは住民からももっと意見を聞くということは、私は必要だと思いますけれども、まずは私はこの原案に対する理解をしないと、例えばきょうの丹生ダムの議論にしたって、この委員会はそれじゃ皆十分わかっているのかと。そうじゃないじゃないですか。だから、そこはまず優先的にやるべきだということで今まで進んでまいりました。

#### ○竇委員

ただし、今回ダムについて個別3回に分けてやって、それを2ラウンドずつぐらいやることになるわけですね。だから、その2ラウンドのうちの後半では、ある程度は時間をとってそういうことをやらないといけないんじゃないですか。あるいは3ラウンド目があるんですか。全部データが出そろったり回答がちゃんと整わない限り、そっちの住民の方々が今まで20年、30年、どういう思いでやってきたかということについては、まあそれは読んだりしたらわかるのかもしれませんが、この委員会としての議論をどの段階でやるかということなんですけど。

#### ○宮本委員長

そうすると、例えば個々のダムの地元の住民の方、あるいは逆に言うたら特に何かダムについて申し上げたいと思いのある方々のヒアリングを早期にやるべきだということですよ。それがまあ言うたら我々が意見を出すに於いての不可欠な手続じゃないかということですよ。これについては皆さんどうでしょうか。ご意見がありましたら。

○河田委員

やっぱり一般論として、こういう議論というのは時間的切迫性がないとまとまらない。それで、もちろん完璧を期さなければいけないんだけど、やっぱりいつまでというタイムリミットを設けないとだめだと思うんです。もちろんこれだけ流域にたくさんの方が住んでおられるので意見はいろいろある。それをできるだけくみ上げなければいけないということは間違いないんですが。

もう1つは、やっぱりわかることとわからないこととがあるじゃないですか。ですから、河川管理者の方でもそここのところはこれ以上はわからないということをやっぴりお聞きしたい。ですから、全部答えるではなくて、これは今の技術ではわからないんだというようなことも積み残しながら、やっぱり僕らとしてはまとめていかなければいけないんじゃないかと。

○宮本委員長

当然そうです。ですから、私が言っているのは、何でも全部答えるなんて言っているわけじゃないんです。質問が出て、それに対して答えられないなら「答えられない」という答えを出してほしいと、あるいは「これについては余りにも愚問なので、そんなことは質問に答える必要はありません」と、それもいいと言うてんです。その答えがまだ返ってこないからそういうことを言っているんです。河田委員がおっしゃったのはそのとおりだと思う。

ですから私は、まず最低のハードルは、この12月27日までに今までの積み残しをとにかく耳をそろえて全部出してほしいと。それが条件です。それを見た上で、ある意味においてはスケジュールを考えて、尻を切って、あるいはその議論をこれから進めていきたいと思います。それはもうそれでいいんです。

今先ほど寶さんがおっしゃいました、その地元の方のヒアリングについてやるべきだとおっしゃっていますけど、これについて皆さん方ご意見は。どうぞ。

○西野委員

西野です。流域委員会は河川管理者が質問された事項に対して回答を出すわけですね。先ほどお話があった首長さんのご意見は近畿地方整備局に直接お出しになっておられるわけで、それは直接お聞きになられたらいい。前の委員会では、意見の聴取の仕方について議論して、こういうやり方でやられたらどうですかという形で意見書を出しています。したがって、もちろん地元の方のご意見を伺うということは大変重要で、それができればいいとは思いますが、それがなければ意見書が書けないということではないのではないかと思います。

○宮本委員長

そういうご意見ですけれども。ただ、今までの一次、二次のときには、かなり時間的にいろんな

ことを、ある意味においてはやってまいりましたので、いろんなところ、現地に行って意見を聞くとか、そういうことも確かにやってきたんですよね。そういう意味で委員もそういうことをやるべきじゃないかとおっしゃっていると思うんですけども。

どうぞ。

#### ○委員

委員です。この委員会としてヒアリングするとまで僕は言っていないんですけど、地元のファシリテータとしていろいろご意見を聞かれた委員もおられるわけですから、そういう方のご意見でも結構だと思うんです。資料はあるわけですから。きょうもご意見はまた出るでしょうけどね。だから、ある程度感じることはできますし、それはまあいろいろ知っている情報だってありますけど。

だから、ヒアリングまでやるというよりは、むしろ地元に住んでいる人たちがどういうふうを考えておられて、ダムをつくったらどう満足されるのか、ダムをつくらなかったらどういう不満になるのか、その辺がやっぱりわからないと良し悪しも。理屈をつけて、何トンがいい、河道改修がいい、何々がいいと言ったところで、実際に受益者というのはいるわけですから。理屈は何ぼでもつけられますよ、何トンがいいだのどれがいいとかどれがだめだとか、生態系も大事だと。当然そうですよ。だけれども、そこに生活している人があるわけですから。そういう住民の、それが住民参加ということになるんじゃないですか。だから、その方がこの委員会に直接来なくたって、その情報を知っている委員だっているわけですし資料はいっぱいあるわけですから。それなのに2ラウンドやるうちの一回もそんな議論はしないのかというのが私の質問であります。

#### ○宮本委員長

わかりました。そういうことであれば、おっしゃりたいのは、審議の中で、いわゆる計画論というか、理屈の議論は当然するんだけど、そういう地元の状況だとか、あるいは地元の皆さん方の心情というようなこともこの審議の中で踏まえるべきだという趣旨ですね。

#### ○河田委員

防災の問題でもそうなんですが、実は市町村が汗をかいていない。これはいわゆる行政のトップが近畿地方整備局に意見を言っていたときに、もちろん地元住民の意見を反映していただかないといけないんですよ。それを私たちが本当にやらなければいけないとなったら、自治体は何しておるんだということですね。ですからやっぱり、この住民の意見を聞くということについては、市町村がもっと汗をかかなければいけない。そうしないと何のための議会があって何のための行政の組織があるんだと。そんなことまですべて流域委員会でやらなきゃいけないなんていうようなことはちょっとおかしいと。

ですから、もっとやっぱり市町村長が汗をかいて、その住民がどう考えているのか、その意見分布も踏まえて意見を言っていたらそういう問題はね。それは理想的にはいきませんが。流域にこれだけの人がおられるのに、それはもう考えている方はいろいろありますから、それを全部くみ上げてなんていうのは無理です。

やっぱりそれぞれ役目があって、それを近畿地方整備局が市町村の長を集めてやる時に、余りにもそういう意見の吐き方がイージーになっているんじゃないのか。例えば市町村長は皆ダムをくれとか、そういうことに偏っているんじゃないのかと思います。ですから、地元住民の意見はその市長とか町長の意見にどれぐらい反映しているかが実は問題だと。そこまで我々のところで担保するというのは不可能ですから。これは何もこの淀川流域委員会だけの問題ではなくて、この前の新潟県中越沖地震でも能登半島でも全部市町村が防災のことをやっていないという、これはもう出てきているわけです。

ですから、今回でもやっぱりこの市町村がもっと汗をかかないと、これは単に我々が汗をかいて片づく問題ではないと思います。

#### ○竇委員

竇です。防災の観点からいいますと、災害対策基本法というのがあって、基本的には市町村が対応せんといかんわけですよ。ただ、河川の場合は市町村を貫いて広い範囲に及んでいるわけですから、やっぱり国が、国としての工事をやる部分があるわけですよ。それを今決めようとしているわけでしょう。ですから、市町村だってそれは汗かいておられると思います。市町村長さんだってね、知事さんだって。当然だと思います。

ここで国からの公助がガタンと減るようであれば、そのしわ寄せは市町村に行くわけです。だから、やっぱり河川防災の特殊性というのは地震とはちょっと違うところがあるんです。流域一貫として、上流から下流まであるわけです。それで、一つ一つの市町村だけでは考えられないいろんなことがあるわけです。だから、国の公助と県や市町村の公助と、あと共助、自助というのをどういうふうにバランスさせていくかということなんです。

したがって、私は地元の市町村長さんも当然ですし、地元の住民の人たちの意見も聞かないと、それを聞かずして国の公助はここまででいいというのは絶対おかしいと思っているわけです。

#### ○宮本委員長

ですから、そのことも当然踏まえて議論を私はしていけばいいと思っています。どういう形になるかは、またこれは考えていけばいいと思います。

ただ、いずれにしても、この委員会はずう出てきた原案に対して我々は意見を言うんですから、



その原案をまずきっちりと我々が理解した上で意見を出すというのが大前提ですので、その意見を出す上において、今實委員がおっしゃったように、地元の状況だとか、あるいは経緯だとか、そういうことも当然頭に入れながらやるというのが当然のことだというふうに私は思っております。

どうぞ。

#### ○川上委員

一つ、流域委員会として住民の意見を聞くというご提案がありましたけれども、過去に河川管理者に提案しまして、対話集会というのが各ダムの予定地を中心に36カ所で開催されて、その詳細な記録が各事務所にあるわけなんです。そういう資料も新規の委員の方々には提供していただいて、我々はもういただいているわけですが、提供していただいてお目を通していただくということも一つの方法として考えられます。實際上、今のこの会議の状況から見て、我々が現地に出かけて住民から直接意見を聞くということは、まずかなり不可能に近いと言わざるを得ません。

#### ○宮本委員長

例えば、今まで各事務所が住民説明会をやってきましたよね。あれを聞かれたらわかりますけれども、そういう場でも住民の方がどう思われているのか、あるいは河川管理者がどういう説明をされているのかということも我々は把握することもできるわけですので、そういうことも含めて行って、今のご意見は考慮したいと思います。

はい、どうぞ。

#### ○佐野委員

委員会スケジュールのことにかかわって、河川管理者にここでちょっと教えていただきたいんですが、事業費を明らかにしていただけるのは、一体いつごろなのかということぐらいはお教えいただきたいんですね。今は明らかにできないといつもおっしゃって、いつですかということを知ったら、それもお教えできないとこの間言われたんです。けれど、今年度中に管理者の方は整備計画を策定したいというふうにおっしゃっていますので、3月30日にこちらに見せられて、31日にそちらが決定されるというのは絶対おかしいわけで、先ほどご質問にありましたように、委員会スケジュールを決める上で事業費がせめていつ明らかにされるのかぐらいはお教えいただかないと予定が立たないと思うんですが。

#### ○宮本委員長

ごもっともな意見なので、ではお願いします。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

各委員の方々からいろいろ、今、事業費のこと、あるいは切迫感のことであるとか住民の意見、

市町村の意見、そういうようなことを言われました。私どもといたしまして考えておりますスケジュール観ということについて、ぜひ皆さま方にお伝えしたいと思います。

そもそも私どもは当初、もう3カ月半前になりますけれども、一番最初の8月9日の委員会を開いたときに、河川整備計画については1日も早く策定したいということで、当初におきましては今年度末を目途として整備計画を策定いたしますと。流域委員会に対しましては、年内にご意見をいただきたいというようなことをお願いしてまいりました。その後、この委員会を続けていく中で、いろいろかなりの量のご質問をいただいたわけでございますし、我々としては誠意を持って努力してきたところでございますけれども、現在、委員長のご指摘がございましたように未回答のものがまだございます。事業費のこともそうでございます。当初、私どもがお願いをしておった12月中の取りまとめというのは、とても難しいという状況、それは私どもとしても認識しているわけでございます。

この間、委員会もいろいろ皆様方の精力的な活動のおかげで、9月中には5回も開いていただいたということで、さらには、最近も内容の濃い審議ということを進めていただいているわけでございます。我々といたしましても最近の集中審議におきましては、検討会とか、そういうことを進めている中で、我々も捕捉の説明をさせていただくということで取り組んでいくところでございます。いろいろこちらのこともご勘案いただきまして審議を進めていただくことに、改めて感謝しているところでございます。

整備局といたしまして、今、未回答になっている質問のこと、これについては迅速に処理することとございまして、今、佐野委員の方からございました事業費のことについては、遅くとも年内には回答すると。今、期限をいただきましたように12月27日、それよりも早い段階でご回答するように私どもも努力いたしますが、遅くとも年内と、これはお約束したわけでございますので、これはきっちりと履行させていただきたいというふうに思っております。

それから、あと検討会というような形でいろいろ各委員の方々が作業を進める中で、補足説明をさせていただくことも取り組ませていただきました。本日も、私どもも精いっぱい努力といえますか、次回12月27日には川上ダムの集中審議がなされるということで、本日、審議参考資料1には、「川上ダムの建設事業について」という冊子も用意させていただいております。いつも直前になって資料をお渡しするというので、とても審議をする時間がないということでございますが、今回は今度27日の審議に向けてぜひこれを、もしお時間の限り読んでいただくことで審議の効率化に努めていただければというようなことでございます。

それから、今この流域委員会の関係でのお話をさせていただきましたけれども、整備計画の策定

に当たりましては、寶委員の方からも河田委員の方からもございました関係自治体や関係住民の方々への意見聴取ということを河川管理者として実施しております。先ほどお話がございましたように、委員会の資料として本日は市町村長の意見書ということ、これは12月4日に淀川水系流域の82市町村の連名によって意見が提出されたところでございます。まだ個別意見につきまして、もう少し意見を出したいと言っている市町村長さんがおられますので、それをいただきまして最終的に集約したいというふうに考えているところでございます。

また、各府県の方々におかれましても管内の市町村の意見を聞かれたりということで、着々とその意見の取りまとめに向けて作業を進めていただいているところでございます。住民の方々でございますけれども、住民の意見交換会、我々は30数回に及ぶ意見交換会を実施してまいりましたし、その他ホームページ、あるいは新聞の折り込みはがきで直接いただくということもございましたし、現在アンケート調査も実施しているところでございます。

これは、前回の委員会で一番最初の取っかかりの情報をお見せしたところでございますが、もう少しきちっと集計をするということで、来週にも中間集計をした形を出していきたいというふうに思っております。ただ、取りまとめには幾つかの段階があると考えておりまして、その後も取りまとめ作業をどんどん進捗させていきたいと思っておりますので、そのたびごとに随時ご提出をしたいと思いますので、これも皆様方のご審議の参考にしていただきたいと思います。

それから、今後のことでございますけれども、このように自治体あるいは住民の方々の意見聴取につきましては、大体私どもの方の作業も進んでおりまして、大略の意見集約、市町村長、住民の方々の意見集約は年内にも取りまとめられるのではないかなというふうな状況になっております。

一方、整備計画の策定ということでございますけれども、整備計画の案を知事の方に意見聴取することが必要になります。その知事の方々はみずからの意見を提出していただく前に市町村長の意見をとるというふうな手続があるわけでございます。さらに、その前に府県の議会に説明をする期間、そういうようなことを考慮しますと、我々が当初お願いをしております年度内の整備計画の策定というためには、整備計画の案というもの、それを遅くとも2月上旬には作成する必要があります。先ほどいろいろ今後の作業状況ということで、委員会の開催日程とかもご議論していただいているわけでございますけれども、私ども整備局といたしましても整備計画の案の作成に当たって、いろいろ皆さまのご審議を進めるためにいろんな努力、最大限の努力はしていきたいというふうに考えております。流域委員会の皆様方におかれましても、極めて厳しいスケジュールであるということではございますけれども、時間的な切迫感ということもお考えいただきまして、私どもとしては何とか1月中に意見をいただきたいということで、当初の12月よりおくれておるんですが、極め

て厳しいスケジュールであるということは承知しております。これは、いろいろご意見があると思いますけれども、私どもとしては当初の希望はまだ何とか持っているというところがございますので、皆さまのご審議の中でもまたご検討をいただきたいというふうに思います。

○宮本委員長

ちょっと待ってくださいよ、あなた。きょう、今、説明をしたでしょう。1月29日にダム総括をやりたいということを書いて、その条件も12月27日までにすべての、今までのちゃんとしたことを全部出してくださいよと、出してないんだから。それが条件で1月の末にはダム総括でやりますと言っているわけでしょう。その説明を聞いた上で、1月中に意見を出してくれって、それはどういうことなんですか。

それはだめです、それは訂正してください。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

私どもとして、もちろんお約束しております年内の意見というものの、回答、これはきちっとしたいと思いますし、もっと早く回答できるものはしたいということがございます。

○千代延委員

ちょっと言わせてください。今の話を聞いて、あと2回で何をどうせいと言うんですか。あなた、書く気になってみなさい。ダムは3つで終わりですか、違いますでしょう。何か逆なでするようなことを言わないでくださいよ、こっちも一生懸命にやっているんだから。あなた方がそういう対応をするから、ちゃんとまともに進まんですよ。今のこの会議のやりとりを聞いていて、何でそんなお願いができるんですか。あなたはおかしいですよ、反省してください。

以上です。

○宮本委員長

これはお互いの信頼関係がなかったら、いい計画ができないじゃないですか。それは余りにひどいじゃないですか、今のその発言は。どうして1月中に意見が、今出る状態ですか。ちょっといいかげんにしてくださいよ、それは撤回してください。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

ちょっと、これまでの議論の流れからいくと乱暴なことを言ってしまったということで、皆さんのお怒りを買うと思います、それはおわびをしたいと思います。

もう一回言いますけれども、年度内につくるというスケジュールを我々は目標として持っている、これは前々から申し上げているとおりです。そこから逆算するというので2月の上旬と想定していますけれども、これはまた府県さんとの調整の余地がまだあるかもしれません。ただ、そういった

ことからいって2月上旬とすれば、こういったスケジュールになってしまうということで、今、大変厳しいのはわかっておりますので、必ずそうしてくれとか、そうせいと命令するとかいうような話では全然ない。ただ、そういうスケジュールの状況になっているということをご理解いただきたいという趣旨で。

○宮本委員長

そうでしょう、前の委員会の際に12月いっぱい意見を出してくれと、それはもう無理ですねということをしたときに、河田委員から12月に10回でも委員会をやろうとおっしゃったときに、どうしても3月末に整備計画の成案ができないと何がまずいんですかと、はっきり言ってくださいとあなたに言ったら、それはずれ込んでも仕方ないんですということをおっしゃったじゃないですか。それが何で今また年度末にどうしても成案か要るんだと、それから逆算すると1月に答えを出せと、それは全く理解できません。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

きちんと議論をしていただきたい、これが最初にお願いをしていることです。だから、それはもちろんやっていただく。議論を打ち切ってくれとか、そういう話ではありません。そこは誤解をしないでいただきたいと思います。

○宮本委員長

ですから、1月に答えを出せと言われことは撤回してくださいと言っているんですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

それでは、1月に必ず出してくださいということについては撤回をさせていただきます。ただ、我々が考えているスケジュールも大変厳しいところがあるということをご理解いただいて。

○宮本委員長

いや、理解できません。あのね、これだけ月に2回ずつやっている流域委員会って全国にどれだけあるんですか。この淀川流域委員会がさぼっていて、だらだらだらだらとやっているというのなら、皆さん方がもっと早くやってくださいとネジを巻かれるのはいいですよ。これだけ議論をしてきて、なおかつその議論が空回りしているのは、あなた方がまともな回答を出してないからじゃないですか。それを棚に上げて、いまだにまだ事業費も出てないのに、事業費が年内に出ますと、ですから1月中に答えを出してくれ、そんなことはできるわけじゃないじゃないですか。そうでしょう、個々の事業を全部積み上げて、これは一番初めの委員会の際に出てましたけれども、この30年間の枠がこれだけあって、その中でそれぞれの事業費がこういうことだから、整備計画としてこれだけのことを優先的に入れますということを最終的に出すわけでしょう。その議論は一切まだできて

ないわけですよ。その時点で1月に意見を出せと、それはどういうことなんですか。

どっか今さっき会場から、委員会をばかにしているという話もありましたけれどももし本当にそうだと完全に委員会をばかにしてますよ。委員の方どうですか。

はい、どうぞ。

○佐野委員

先ほどの事業費の件も、私は先週説明に来られたときに、事業費を今答えられないということならば、いつ出るかを教えてほしいと言ったら、それも今はお答えできませんと言われました。きょう初めて、今、年内には出しましょうって言ってくださったんですね。初めて見通しが、初の公的発言が出た途端に、こちらの委員会を1月の末でというのは、先週の流れからすると、ちょっと私も到底理解できないですし、やはり信頼関係を損なう形ではないかということで、委員長と同じような危惧を抱きます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

先ほど1月末に出してくれと言ったことについては撤回すると申し上げました。

もう一回だけ、必ず申し上げておきたいことを申し上げます。もともと今年度内を目標にしてやっている、これは今でもそれを目標にしているということです。それから、議会等の日程を考えると、そういうスケジュールでやらないと間に合わなくなってしまうということです。だけれども、それで審議が尽くせないということであれば、審議を尽くすことを優先せざるを得ないだろうというふうに私も思います。ただ、だからといって年度内に整備計画をつくるという目標を、きょう我々があきらめるということではなくて、我々も努力をするので、そういう我々の努力についてはご理解もいただきたいし。

○宮本委員長

ですからね、年度内に成案をつくるということが、どうしてクリティカルな話になっているんですかということを前も聞いたわけですよ。それをもう一回説明してくださいよ、どうして年度内に成案をつくらないといけないのですか。年度内に利根川はできるんですか、大和川はできるんですか、何で淀川だけがこの3月年度末にそういうふうに縛られるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

これは8月の初めにこの委員会がスタートされたときにお話をしたとおりで、基本方針ができて、あと整備計画ということになっている、それを1日も早くという、それしかないんです。ただ、1日も早くということですから、どこどこということはないんですけども、我々の仕事は、ひとつ年度を区切ってやっていることもあって、年度内というのを目標に置いて、そこに向けて一生懸命や

っていこうということです。

○宮本委員長

1日も早くというのはそうなんですよ、私たちもそう思ってやっているんですよ。今のペースだ  
って、はっきり言って各委員が出席されるのはかなりしんどいと思いますよ。それでも、こうやっ  
て20何名が集まって来られているわけでしょう。それに対して、私たちは3月末を常に目標に置い  
てますと、それだけで、だから逆算してこうなんですと。それはちょっとあなた、この状況をずっ  
と見ているわけでしょう、そんな発言がどうして出るんですか。あくまでも3月年度末の目標は外  
しませんと、それは何でなんですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

あくまで外さないというのでは、今はそれを目標にしてやっているということです。

○宮本委員長

我々はそれを聞き流しておいて、それは自分たちの目標であってということでもいいんですね。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

聞き流されたら困る、その目標でやっているということはちゃんとわかってやっていただきたい。

○宮本委員長

ですから、私たちも一生懸命やるわけですよ。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

はい。

○宮本委員長

なおかつ一生懸命審議をしていく前提条件として、今までの積み残しの質問は全部回答を出して  
くれと言っているわけですよ。それが耳をそろえて出てないのに、今の時点で尻だけ決めて、やれ  
やれと、そんなばかなことはないじゃないですか。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

そこはよくわかりますので、まずは我々の方がきちっと約束を果たす、次回の委員会までにすべ  
ての質問に対する未回答部分は返すということをまずやらせていただきます。それを見て、またお  
願いをする場合があればお願いをさせていただくということにします。

○田中委員

委員長、これぐらいで今は終えたらいいんじゃないですかね。とにかく27日の回答を待ちましょ  
う。

○宮本委員長

いや、だけど余りにもちょっと。もう、これ以上言っても仕方がないので、もう言いませんけれども、もうええかげんにしてほしいなという気がしますね。では、このやりとりはやめます。はい、終わります。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、一般傍聴の方々から意見をいただくことにいたします。

挙手をお願いいたします。5名かな、それからこちらですね。では、こちらからお願いします。

○傍聴者（今本）

今本です。きょうの議論は、ある面じゃおもしろかったですけれども、回答は非常にまずかった。まず、最初に読売新聞の記事を引用しての説明がありました。私のコメントがあったということで、それについて説明をしておきたいと思います。

堤防が脆弱であるということ、これは共通の認識です。計画高水位というのは、計画流量を流したときに対応する水位です。それに対してある程度の余裕を持たす、それを堤防高とする、これも結構です。ところが、そこからの考え方が違います。あなた方は計画高水位以下については責任を持つと言われました、持ちますか、持ったことがありますか。計画高水位以下でも堤防は幾らでもつぶれた例があります、これからもつぶれます。調査官、責任持ちますか。幾らあなたが決めても、計画高水位を越えることは当然あります。そのときにちょっと越えたら、もう知らんというのがあなた方ですか。河川管理者はそんなもんですか、治水を扱う者がそんなでいいはずないでしょう。

では、越えた場合にどうなるのか。2 m以上の余裕があつて17cmを越えたら、あるいはこれまでの説明では1 cmといえども越えたらダムが要るんだと言ってきた。これでいいのかどうか。堤防補強は何のためにしているのか、破堤をさせたくないからです。幾ら堤防補強をしても破堤するかもわかりません。しかし、計画高水位を超えたからダムが要るというようなことは、私は今や通用しないと思います。

それから、治水、利水の区別がありました。これは、この淀川の河川管理者の共通の認識ですか、あなたは大丈夫ですか。それはおこがましいですよ、いつからそんなに河川管理者は威張るようになったんですか。言葉というものは、もっときちんと使ってください。中国語では水利水電と言います。治水と利水をひっくるめて水利と言います、水電というのは水力発電のことです。日本はそれを治水と利水に分けてます。治水というのは洪水対策です、利水というのは河川の水を利用することです。ダムをつくるという場合に河川の正常な機能を保持するというので、これはもうおせ



っかいなことですけれども。その費用を負担させるのは下流側にやらせているだけじゃないですか。それがなぜ治水なんだ。これは間違ったら君、責任をとりなさい。まだ治水だと言いますか。ほう。じゃ、もしこれは私が間違っているんだったら、もう私は二度とこの場に来ません。しかし、あなたが間違ったら辞職しなさい。そのくらい重要な問題ですよ。治水あるいは利水というのは、あなた方が決める言葉じゃないです。古来日本が使ってきた日本語ですよ。それほどのぼせ上がってもらいたくない。

それから、琵琶湖の浚渫という問題がありました。1次と2次は何をしていたのかという批判がありました。冗談じゃない、丹生ダムについて異常渇水時の緊急水の補給用を琵琶湖で持たせるという案が出てきたのは第2次委員会の最後です。そういうことも知らずに安易に言うと、ちょっと見識を疑いたくなる。また、環境のためといって琵琶湖を掘るといって、そう安易に掘れるものじゃないはずですよ。いかにも即物的です。環境への影響はいろいろあります。ヘドロの影響を防ぐために覆砂をしたり砂をまいたり、あるいは掘ったりいろいろしました。どれもこれももうまいこといきません。今、琵琶湖の南湖を10cm掘ればどれだけの物が流出してくると思いますか。そう簡単に掘れるものじゃないです。

私は、いずれは掘るべきだとは思ってます。しかし、それは異常渇水時の緊急水の補給のためじゃないはずですよ。琵琶湖の環境のために掘るんです。異常渇水時のときにどうなるかという話いろいろありました。水利権のことについてもいろいろありました。端的に言えば、高時川の水利権は丹生ダムがあるということを前提にして水利権を与えているんです。じゃ丹生ダムができるまでは暫定水利権をカットしたらどうですか。それが当然のことじゃないですか。

僕は、きょうの河川管理者は非常に責任を回避しよう、回避しようとしている。また勉強不足です。あなた方は流域委員会を休止しましたが、今、休止すべきはあなた方ですよ。もっと真剣に流域委員会に対して答えていただきたい。僕は、委員の方は、きょうは非常によくやっておられると思った。まだくだらん質問も散見されましたが、それでもよくやっておられると思います。河川管理者はぜひしっかりやってください。

以上です。

#### ○宮本委員長

次、こちらはもう1人、奥の方から。

#### ○傍聴者（野村）

ご苦労さまです、「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。きょうの一般からの意見の889番というのは、私どもの会が流域委員会に出した意見書でございますが、きょうの審議を

聞いておまして、質問としてはしておりませんので、近日中にまたこれを質問として河川管理者の方に出したいと思っておりますので、12月27日にこれに対してご回答をいただきたいと思っております。

それから、もう1点ですが、この関係なんですけれども、きょうの異常渇水の河川管理者の答弁を聞いてて思ったことなんです、要するにこれは60年に1回の異常渇水であるわけですね。いわゆる非常事態なんですけれども、そのことについての認識が薄いのではないかなと、失礼ながらそういうふうに思いました。例えば、岡村所長さんでしたか、断水が起こるかもしれないというふうにおっしゃったのですが、これは恐らく起こりますよ。

実は、私どもの会は大阪市の水道局に対しまして、この点の質問をしております。向こうも慎重で、大阪市は今まで断水というのをやったことがないようで、非常に慎重な回答しか来ておりませんが、まだやりとりをしている最中なんですけれども、その途中経過を申し上げますと、河川管理者が出された検討ケース2というのがありますね。あれは我々から見ると、従来のシミュレーションの条件よりは取水制限がかなり厳しくなっているわけです。これだったら60年に1回の渇水で妥当なんではないかと我々は見えておるんですけど、ちょっとやはり気になりましたものですから大阪市の水道局に質問を出したんです。今、河川管理者はこういうことを言っているけれど、平成13年のあの実績に照らして、これをもし大阪で実施したらどういうことになりますかという質問を出しました。

それに対して、今いただいている回答は、もう一つ具体的どころまでは踏み込んでくれないんですが、断水は恐らく起こるでしょうという回答をもらっています。ただ、24時間ではもちろんありません。今いただいている回答では深夜ですね、深夜の断水ですね。いわゆる時間給水、時間断水というやつですが。それも、平成13年9月から翌年の2月まで毎日やるわけではなくて、一部の日においてこういう断水は恐らく避けられないでしょうという回答をいただいています。当然、私はそのぐらいのことは起こると思っておりますよ、60年に1回なんですから。

それと、長くなりますが、あと河川維持用水の件ですね、維持流量カットの件。これはいまだにまだ甘いんですね。きょうのご回答でも河川環境がどうのとか、社会的影響があるとかおっしゃっていますが、これも60年に1回の非常事態ですから、やはり人間を最優先。人間最優先というふうにと考えると、実際上は何も問題は起こらないということが、私どもの質問とそれに対する河川管理者からの回答でわかるはずですよ。

ということで質問を出し直しますので、よろしく願いいたします。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございました。こちら、前の方。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょうは第1期の委員として言わせていただきます。きょうほど今流域委員でないことを悔しいと思ったことはありません。第1期の委員会では、ダムについては個別の意見は避けようということで提言や意見書を出してきました。けれども、その中でも提言前にダムワーキングをして、意見書の前には地域別部会や治水部会で、やはり個別のダムについて無視することはできません。淀川水系のダムについて考えてきたんです。

そして、ダムについての意見書のときには、ほとんどの1期の委員がダムワーキングにも兼務して、ダムワーキングの意見をまとめていったんです。7カ月、それこそ河川管理者も必死で説明をするし、流域委員もその資料を必死に読んで意見を出すし、懸命に議論をしてきたんです。現地視察もたくさんやりましたし、住民の意見聴取もさまざまな形で、できる限り聞こうと努力をしました。ダムを望む人の意見も、ダムに反対する人の意見も、膨大な情報量の中で第1期の委員はダムに厳しい意見しか出せませんでした。決して生半可な気持ちでその意見をまとめたのではないんです。個別のダムについて考えないで、住民の意見を聞かないで、漠然とダムについて批判をしてきたわけではありません。このダムは本当に必要なかどうか、河川管理者も流域委員も傍聴者も、さまざまな人が一緒に考えて出した結論なんです。

今の流域委員の方々が大変なご苦勞をされているのはわかっています。厳しいスケジュールの中でこの審議がどれだけ大変なものかわからないわけではないんです。今までの流域委員会の考えに反対でも構いません。ただ、今までの流域委員が議論してきたことを少しでも理解した上で意見を述べていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○宮本委員長

はい、それではこちら。

○傍聴者（浅野）

「自然愛・環境問題研究所」の浅野です。河川管理者としての河川整備計画原案の住民への説明、意見聴取の場として、木津川上流の意見交換会、上野会場ではたった2回しか開催されず、住民からの質問にちゃんと答えられないにもかかわらず、次の開催を要求すると『3回目は開けません、あとは意見があればメールやその他の方法で事務所に送ってください』とけんもほろろでありました。これが現在の原案を出している淀川水系の河川管理者の姿勢であることを深く感じさせられたところです。

河川法の改正によって住民意見の反映が義務づけられたわけですが、その一般住民の意見は形だ

けの聞き置きで、ダムや流域の開発に利益をつなごうとしている市町村の首長さんの意見を大切にされようとしているのではないのでしょうか。

また、この上野会場では、第2回目におきまして若者の集団が相当目立ちましたので、こういうことはこれまで1回もなかったんですが不思議に思いまして、その中の人たちに問いかけましたら、結局、その設定・司会なんかを請け負っているコンサルタントの関係者でした。詳しいところまで追及しませんでしたけれど、これはアルバイト料をもらってわざわざ動員されて来ていたんじゃないのでしょうか。

このようなあこぎな手段まで含めて、いわゆる一般住民の意見を軽視しているということをはっきり感じておりますので、これは、河川部長さんなんかはどう思いますか。やはり、この流域委員会においても、まだちゃんといわゆる原案の説明ができてないじゃないですか。私も幾つかの質問をそのまま保留にされておりますが、住民が実際のことを知って、そしてそれに対する考えを持てなければ、まず住民意見の反映というのはそこで途絶えさせられてしまうわけですよ。谷本さんどうですか、何を計算しておられるんですか。傍聴者発言を聞いていないですなあ。そういうようなことをちゃんと受けとめてくださいよ。

#### ○宮本委員長

次の方。

#### ○傍聴者（三國）

丹生ダムの地元、余呉町から来ました丹生ダム対策委員会の三國です。流域委員会が設立された当初、初めのころにはダム対策委員会のメンバーはできる限り傍聴して地元の意見を申し上げてきました。しかし、地元の意見は全く反映されてない。きょうも住民の意見を流域委員会として聞くべきだという話がありましたが、聞いて、それが反映されるのか、そういう担保があるのか、非常に疑問に思っています。

それと、当初、整備局と委員の意見もかみ合っていない、そういうことで最近全く傍聴にも来る気がしないし、来なかったんですけれども、ことしの8月に流域委員会が再々編成されて、委員長に前河川部長の宮本さんが就任されたということで、大きな期待を寄せておりました。

地元は1億 $m^3$ 規模の水面のあるダムを求めています。丹生ダムにつきましては、国との契約に基づいて既に工事が始まっておりますけれども、これが中断しております。一刻も早く工事を再開してもらいたい。本日の議論を聞いていて、国に協力して先祖から引き継いだ貴重な財産を水底に沈める決断をしてふるさとを去った者どものことを考えていただいているのか、全く考えていただけないのではないかとこのように思います。今までの議論と全く同じで、あなた方は自分の言

いたいことを言っているだけじゃありませんか。

少し私の意見を言いたいですけれども、きょうの川上委員の資料で3ページの4番です。丹生ダムが琵琶湖に与える環境的、長期的、不可逆的な負の影響を与えるに違いないと断定されていますけれども、これは平成17年7月に調査結果が新聞発表されて公表されています。丹生ダムについては、影響はないと。丹生ダムから出る水が琵琶湖に影響を及ぼすことはないということが既に調査として出ているんです。そのことを委員の皆さんはご存じなのか。

さらに4ページですけれども、7番でダム以外の方法について、さらに検討が不十分とおっしゃっていますけれども、これは滋賀県において川づくり会議を何回も開いてダムプラス河道改修が最も有効だということが決まっております、このことも河川管理者を通じて流域委員会に報告をされております。

さらに、本日、河田委員から琵琶湖の床下浸水はやむを得ない、へっちゃらだというぐらいの気構えがないといけないという話がありましたけれども、淀川下流の住民の方々は、琵琶湖が幾ら水がふえても全然関係ないと、安心していられると。琵琶湖周辺の住民が常に犠牲を払うということでもいいのかと、そういうこともあって今回は国の方で基本方針の中で洗堰の全閉解消という話が出てきたと思っているんですけれども、河田委員はどこに住んでおられるか知りませんが、非常に非常識な話ではないかと思えます。

それから、21ページですけれども、高時川の洪水対策に河床の掘削とかということが書いていますけれども、これは100年たってもできないんじゃないかと思えます。ダムでも30年かかってもできないものが、非常に延長の長い高時川で掘削をとか、そういうことで治水対策がすぐできるのかと、これはいつまでたってもできないんじゃないかと思えます。

そういうことでダムを環境破壊の悪者にしておられますけれども、既に完了しております環境影響評価、これをどう考えておられるのか疑問に考えます。こんなことで委員会の原案に対する意見がいつになったらまとまるのかと、きょうも話が出ておりましたけれども、12月にはまとめてほしいという管理者の話もありましたけれども、いつになったらまとまるのかと、前河川部長でありました宮本委員長の手腕が試されているときではないのかと。地元の事情をよくご存じの宮本委員長にしっかりやってくれと言いたい。

以上です。

#### ○宮本委員長

次、では、お願いします。

○傍聴者 (荻野)

荻野でございます。

きょうは丹生ダムの集中審議でございました。委員の皆さんの意見を聞いておりまして、丹生ダムはどうしても必要だと、絶対ないとあかんというような意見は聞こえなかったように思います。

今、先ほどの三國さんは地元の代表で丹生ダムについての必要性をおっしゃいました。

委員会の議論の中で、丹生ダムについて河田委員が一番最初におっしゃったように、川に対する環境等のインパクトを和らげるんだ。それから川を昔の姿に戻す、EU諸国ではすでにこうなっているよというふうにおっしゃいましたですね。私も30年前に、ヨーロッパ各国は水資源開発の時代は終わった、これからは水資源管理の時代だというふうに、皆大きな声で胸を張って言っておりましたのを覚えています。

丹生ダムにおきましても、この審議が始まってすぐに利水者が全面撤退をすることになりました。利水という面からは丹生ダムは消えております。利水者がおりたから治水単独ダムということになったわけですね。今議論がありましたけれども、治水についてはやはり天井川の解消が頭にあって、それから河田委員がおっしゃったように、浸水ということは将来的には異常気象が続くようなことが考えられるので、そういう備え、そういうことを前提にしてやっていかないといけないんだということであろうかと思えますね。

要するに、これも河田委員のお言葉なんですが、丹生ダムありきで考えると余りにも発想は貧困になり、議論が揚げ足取りみたい格好で前に進まない、委員会の大方の考えは丹生ダムありきで物を考えるのはやめようやないかということではないかなと思います。河川管理者は、丹生ダムのダム目的を様々にせんぐりせんぐり変えて、ダムをつくりたいという気持ちが余りにも強く感じられます。委員会の中ではダムについては慎重に考えようと、もっとやることはあると、代替案をもっとしっかり考えようということやってきたし、委員会の考え方を受けて、基礎案の段階で割合しっかりとした案を河川管理者が出されました。しかし今回の整備計画の案では、またそれを全部ひっくり返すほどかなり基礎案を踏襲しないような形で出されたことについては非常に残念に思います。ぜひ、河川管理者として河川整備計画の案から丹生ダムを一回おろして、治水ということをもっと真剣に考えて整備計画の案を検討し、直していただきたいと思えます。

それから、先ほどの三國さんのご意見に対してですが、今日の審議で明らかにされたように、岡村所長が出しました昭和28年がこの高時川の基準渇水年で、高時川の下流が基準点になっておると。それでは、28年の流況図を描いて、それから基準渇水流量を示せばすべての問題は解決するでしょう。そういう一番大事なことを河川管理者は伏せてしまうんです。私も6年来これを出していただき

いと言うているのに、いまだに基準濁水流量はむにやむにやむにやとして何も言わないというのは、やっぱりこんなことをやると何年たっても河川整備計画の案なんてできません。

皆さんは、高時川頭首工の許可水利権（最大） $11\text{m}^3/\text{s}$ の話が出ましたけれどやっぱり危ないことをやっていることにお気付きです。行政手続をきちんと踏んでないんです。だから、そのことを一回みんなの前できちんと表明してください。許可水利権 $11\text{m}^3/\text{s}$ を出すためには、昭和51年にきちんとした行政手続が必要だったはずなんです。そのベースになるのが基準濁水流量なんです。基準濁水流量に正常流量があって、それでこの高時頭首工地点で何 $\text{m}^3/\text{s}$ までは許可できますと、これは安定水利権です。ところが今、河地委員が言われたように、実際は半分も取れてないんです。三國さんの「10冊のノート」にも書いてあるんです、平均流量が $11\text{m}^3/\text{s}$ だとか書いてあるんです。河川管理者は平均流量で基準濁水流量を定義しますか。こんなことをしたら笑い物になりますね。

だから、こういうことを1つずつきちっとボタンを掛け直して、それでダム貯水容量が必要かどうか、利水の、今「異常濁水の緊急水」という面から見てもそういうことをきちっと論理的に1回詰めてもらいたいと思います。論理的に詰める前の一番ベースになる数字、データが、あるいは説明が6年間何にも出してもらえなかった、これは非常に残念です。それで委員の皆さんも分からないまま、何が問題になっているかわからないままあいまいな審議で結論を出してはいけません。河川管理者は次々と丹生ダムの必要性、その目的が変わって行って、だけどもダムがあることだけは、つくりたいだけが委員会の方にメッセージとして投げられている、ということです。これでは議論にも何にもならないと私は思います。

来週は川上ダムの議論があります。川上ダムも、利水においては本当に真剣にきちんとしたお答えをしていただかないと、委員会の皆さんも何が問題で、どういうことが問題なのかということがはっきりしないまま時間が来て先ほどの最後の議論になってしまうと思います。委員の皆さんもそういう論理的な積み上げがきちっとできて初めて議論ということになるろうかと思しますので、そこから必要かどうかを議論して下さい。河川整備計画の案から丹生ダムというのを一回おろして、そして治水の原点から整備計画の案をつくり直していただきたいと思います。以上です。

#### ○宮本委員長

それでは、後ろの。

#### ○傍聴者（酒井）

琵琶湖・淀川流域圏京都桂川流域住民の酒井です。

4つほど申し上げたいと思います。まず、きょうの委員の議論を聞いておりますと、今本先生、萩

野先生、野村さんがおっしゃることがそのとおりだと思います。これまで審議を6年もやってきて一体この状態はどうかということ。宮本委員長も当初から関わっておられて、我々と河川管理者と同じ共通の土俵で審議をやったのじゃないですか。それを今になって、変わってきています。丹生ダムのごとで発言されている三國さんもおっしゃっていますが、ダム建設推進派の方は、丹生ダム建設がここまで放置されているのは、これは前回の委員会でも言いましたが河川管理者のころころ考え方が変わるから三國さんに迷惑がかかっているじゃないですか。それが1つです。それから委員の方に申し上げます。きょう一言も発言されておられない各委員の専門分野があり、整備局から諮問を受けた委員の方、多数の方がおられます。皆さんは、意見はないのでしょうか。そのような態度というのは、専門分野がそれぞれあって、丹生ダムことであっても何か意見があると思います。これまでの審議の資料が山のように目の前机に積んであります。整備局は、今委員の方を家庭訪問というのか、意見を聞きたいということで回っておられるそうです。それに答えるのも、あなた方が、今日4時間もおられて意見を述べるのは義務じゃないでしょうか。これから是非そうしていただきたい。

それから議事録の件ですが、前回11月26日の委員会からきょう12月11日まで前回の議事録がなぜ出てこないのか、これは河川管理者が議事録に対する点検を怠っているのか、各委員の発言された内容がかなり膨大で滞っているのか。そこで議論を聞いていますと、前回の委員会の審議内容を見ておられない委員の方、当然、議事録が出されていないですから、前回、委員会に来られてない方とか僕も含めて内容がわかりません。この間何をされていたのですか。その議事録ができない原因を河川管理者、庶務、委員長を含めてちょっと追及してください。次回の委員会には必ずきょう議論された議事録が上がっているということを是非確認をして下さい。

それと意見か質問で出しています。ダムフォローアップのことです。これは来年の審議になると思いますが、11月26日の前回委員会の午前中にダムフォローアップ委員会というのを整備局が記者発表されてやられています。昨日、近畿地方整備局管理課でした竜門さんという役人さんに資料をぜひいただきたいと電話をしました。わかりましたとの返事で昨日中に今日の委員会に間に合うように速達で送りますというふうにおっしゃっていただいたのですが、いまだ手元にありません。

ダムフォローアップ委員会というのは、流域委員会休止前に、最終委員会の意見書の中でも随分具体的な内容を各ダムについて出されています。これについて、そこの関係が一体どういうふうになっているのか、この前回の流域委員会の意見書の回答をまずいただいてダムフォローアップ委員会が立ち上げられているということならばわかりますが、事業中のダムの回答は出ています。今、既存のダムが抱えている問題もいっぱいあります。これは当然事業中のダムの審議に影響します。



その議論もしていただきたい。以上です。

○宮本委員長

では、どうぞ。

○傍聴者（増田）

済みません、最後になるかと思いますが、大阪の箕面から参りました箕面市の市会議員の増田京子です。

きょうは私も議会の最中で来れないかなと思ってたんですけども、読売新聞が出ましたので、この件に関してきっと審議されるだろうと思って飛んできました。けれども、これは今後のことだということなんですけれども、きょうの前半の話には、私は丹生ダムですので余り、これは荻野さんたちとか専門家の方に任せたいと思うんですけども、やっぱり後半のことに关しまして、今後のこと、これ河川管理者に聞いていただきたいんですけど、きょうの読売新聞が出ましたように、本当にこの正しい情報というのがきっちり出てないからおくれているということの認識がなかったんだなということ、改めて私はきょうの一番最後の河川管理者の発言で感じたんです。これは委員だけじゃなくて、私ら傍聴者もそうです。何でこんなしんどい審議会にこれだけ足しげく通わなければいけないかと、それはこの委員会が本当にこれまでと違う新河川法に基づいて、そしてしっかりした、私たち何もわからん市民でも本当にこの治水、利水、必要なダムなのか、必要な河川の管理なのかということがわかる委員会だからなんですよ。

それで、一応こういう前回の千代延さんがいろいろと資料請求をされていた中の1つがやっと出てきた。そしてその資料を見てみたら、やっぱりこれでほんまにダムをつくるのかというような資料じゃないですか。にもかかわらず、1月に答申を出してほしい、そういう発言が出たときは本当に私は驚きでした。「委員の方をばかにされているんじゃないですか」という、ごめんなさい、ちょっとやじ的なことを言ってしまったのは私なんですけれども。

それがなぜかと言いますと、箕面の市長もこの意見を出しているんですよね。今後の河川整備に関する意見書として首長として出しています。これもこの間の建設水道常任委員会で私は委員ですと言いました。この中の個々の箕面のことに関しては別にいいです。ちょっと私はその中でも気に入らないところはあるんですけど、それは箕面市内でやれますけれども、その一番最初の文章として出ている、全体の意見として出している分、これは箕面市として責任をとれるんですかと聞きました。これは大津市の方が書かれたそうなんですけれども、川上ダムのことなんか箕面市の職員なんかかわかってないと思いますよ。ですから、こういうふうな全体のことに対して、同じような82市町村からこの意見が出されているということは、もうちょっときっちり検討して意見を言っただ

さいね、例えば全体の意見に対してはわからないことがあるのならそこには名前を載せないようにという、こういうことを私は要望しました。ですから、それぞれの首長もすべてのことがわかってこの全体の意見を書いているんじゃないということを認識していただきたいと思います。

そして、もう長くなりますので最後ですけれども、1月30日に休止して、そしてレビュー委員会を立ち上げられましたよね。そのときに私は言いました。レビューされるのは淀川水系流域委員会でしょうか、そうじゃないでしょうか。やっぱりレビューされるべきは河川管理者だったんじゃないでしょうか。今それを、きょうの一番最後のやりとりを聞いてそれを強く思います。もう一度河川管理者の方、この流域委員会が何だったのかということをしかりと見つめ直していただきたいと思います。本当にお忙しい方々が来てこれだけ議論しているのに資料も出てない、そういう中で閉めていくというのは、結局これまでの審議会がそうであったように、お墨つきを与える委員会になっちゃうんですよ。それだったらこの6年間、7年間のその経費、これは税金を払っている納税者に対して本当にゆゆしき問題だと思います。

それで社会資本整備審議会ですか、何かその座長さんが今回辞任されたということもお聞きしましたけれども、今すごく揺れ動いているときです。ですからこそ、この委員会ではきっちり議論をしていただきたい。情報がきっちり出されない中では絶対に閉めていってはいけない、これは私たち傍聴者、そしてまたマスコミも来てますけど、みんな見てますので、皆さん大変だとは思いますが最後まできっちりした審議をしていただきたいと思います。以上にします。

#### ○宮本委員長

はい、ありがとうございます。今後の進め方でちょっといろいろと激しく言いましたけれども、委員も私もとにかく一生懸命やっているし、やりますから、もうお願いですから近畿地整しっかりしてください。本当にそれだけです。近畿地整なんですから頼みますよ。

庶務、お願いします。

#### 5. その他

##### 1) 今後の委員会スケジュール

#### ○庶務（日本能率協会総研 前原）

庶務より今後の委員会スケジュールについてお知らせいたします。

その他資料をごらんください。12月19日に第9回委員会作業検討会、12月27日に第69回委員会がそれぞれ開催予定となっております。1月以降につきましては、本日の審議でございましたとおりごらんのスケジュールが設定されております。以上でございます。

6. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 前原）

それでは、これもちまして淀川水系流域委員会第68回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

[午後 9時10分 閉会]